

令和4年第3回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和4年9月5日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 原田純子 | 2 村松純次 | 3 七原 剛 |
| 4 原田直幸 | 5 今泉吉人 | 6 金田敏行 |
| 7 金田文子 | 8 高森陽一郎 | 10 田中邦利 |
| 11 加藤弘文 | 12 山口伸彦 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	関谷 恭
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長補佐	高橋三郎
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	後藤武司
建設課長	小川泰徳	町民課長	村松 一
財政課長補佐	後藤京三	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

1 原田純子議員

(1)可燃ゴミの収集回数について

(2)段戸国有林内鷹ノ巣山風力発電事業計画について

2 加藤弘文議員

(1)設楽町の選挙投票区の拡大、投票所等の激減による投票率の低下について

3 村松純次議員

(1)未来にも生きる設楽ダム周辺の整備計画について

4 七原 剛議員

(1)皆で協同する町づくりに関して

(2)設楽町とJクレジット制度の関わりに関して

5 田中邦利議員

- (1) 国保料引き上げについて
- (2) 学校給食のセンター化について
- 6 高森陽一郎議員
 - (1) 議会、名倉地区懇談会で提起された①投票所削減とその対応についてと、
②旧名倉保育園利用に関する要望について
 - (2) 3年後或いは数年後という近い将来に起こりうる火山災害と南海トラフ地震災害に対する山間地に位置する当町の備えについて
- 7 金田文子議員
 - (1) 高齢者のウェルビーイングの仕組みづくりを
 - ①「お悔み窓口」等の仕組みづくり
 - ②高齢者自身の終活の（自分の生き方をデザインする）学習機会の提供
 - ③介護予防支援事業の現状にテコ入れ
 - (2) 医療費2割負担法の影響について
- 8 金田敏行議員
 - (1) 冬季の雪氷対策について
 - (2) 町有施設の利活用状況と見直しについて

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 皆さん、おはようございます。それではただいまから会議を始めます。ただいまの出席議員は、11名全員であります。定足数に達しておりますので、令和4年第3回設楽町議会定例会を開会いたします。

なお、本日、財政課長と生活課長は体調の都合で欠席をされております。なお、課長補佐が対応をいたしますので御承知置きいただきたいと思います。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

10 田中 おはようございます。令和4年第1回定例会第2日目の運営につきましては……

（「第3回です」と呼ぶものあり）

10 田中 失礼しました。第3回定例会第2日目の運営につきましては、8月24日議会運営委員会を開催し、審査しましたので、結果を報告します。

日程第1「一般質問」は8名の質問があり、受付順で、質問時間は答弁も含めて50分以内でお願いします。なお、確認のために申し上げますが、質問方式は、一問一答方式か一括方式かを宣言の上、質問に入ってください。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいり

ますので、よろしくお願ひいたします。

議長 日程第1「一般質問」を行います。質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内といたします。

議長 はじめに、1番原田純子君の質問を許します。

1原田(純) 1番原田純子。議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い、一括で質問いたします。

この8月から可燃ごみのうち、プラスチック類の分別が始まりましたが、ここでは「可燃ごみの収集回数について」お聞きします。

設楽町内のごみの収集回数は地区ごとに異なり、裏谷のように生活課に連絡をしてからそれを受けて収集される地区もあれば、西川、桑平の月1回の地区。宇連、松戸、沖ノ平、駒ヶ原の月2回の収集地区。週1回は、神田、平山、竹桑田、和市、荒尾、小塩、田内、田峯、三都橋・笠井島、小松、長江、名倉地区。週2回の収集は、田口、津具、清崎地区となっています。

御家族の多い御家庭や小さなお子様のいらっしゃる御家庭はもちろんのこと、1人暮らしの御家庭でも、ペットのトイレの始末によるごみであったり、オムツを使用されている高齢者の方も町内に点在されています。

暖かさを増す季節、梅雨時の湿気が多い季節、夏場の高温期など、衛生面から考えても、収集回数の少ない各地域の実際の声を聞き、改善を図っていただけたらと思います。

可燃ごみの収集回数の見直しについてのお考えをお聞かせください。

次に、「段戸国有林内風力発電事業計画について」お伺ひいたします。

現在、設楽町には、中部電力による(仮称)新城・設楽風力発電事業計画と、段戸鷹ノ巣山に日立パワーソリューションズによる風力発電事業計画の2つが持ち上がっています。新城・設楽には、高さ145~200メートル、最大出力4,300キロワット、最大20基の風車を、段戸鷹ノ巣山には、高さ150メートル、定格出力4,200キロワット、8基の風車を設置する計画になっています。

ちなみに、同、日立パワーソリューションズがおよそ9年前の2013年に名倉・仏庫里に計画した風力発電事業は、地元住民82%の反対により中止となった経緯があります。

段戸国有林内鷹ノ巣山の麓の集落である沖駒地区の住民の皆様が、令和4年7月27日、風力発電に関わる様々な情報、知見を基に住民集会を開き、全員一致で風力発電事業計画に反対を表明されました。そのことを受けて、沖・駒地区の住民の皆様の視点に立ってお伺ひいたします。質問に先立って、ここでは再生可能エネルギーの是非を焦点にはしていないということをお知らせしておきます。

関西電力が宮城県川崎町の蔵王に計画した風力発電事業が、「景観や自然環境

が損なわれかねない」とする宮城・山形両県民の強い反対で、令和4年7月29日、撤退を表明する事態となったことは記憶に新しい出来事です。それを受けて宮城県の村井知事は、「地域の意向を受け止めた賢明な判断だ。東北の大切な山を壊し、金儲けの道具に使ってはならない。蔵王連山の景観を汚してしまうことは承服し難い。設置場所は良く考えてもらいたい」と述べた。また、山形の佐藤孝弘市長は、環境アセス法に基づく配慮書に対して、「現在の計画は山形市民の懸念を払拭したとは到底言えず、この計画に基づく事業を進めるべきではない。蔵王山の眺望景観への影響が懸念される」とした市議会全員一致の意見書を公表しています。

戦前の国策によって満州へ移住され、敗戦によって本土へ引上げを余儀なくされた20世帯が昭和22年に駒ヶ原へ入植、昭和25年には、長野県泰阜村からの14世帯が沖ノ平へ入植。入植時には、大木を切り倒し、切り株ばかりの荒地を手作業で掘り起こし、家を建て作物を实らせ家畜を育て、学校を造って来られた初代の開拓者の皆様の背中を見て育った開拓2世、3世の御家族の皆様、及び、その後沖駒の地に御縁を結ばれた方々が今、地域をけん引され、段戸山に囲まれた山里で日々の暮らしを立てていらっしやいます。

令和4年8月4日、沖駒地区から土屋町長に次のような請願書が渡されました。

「全国各地における風力発電被害の実態、学者の科学的知見による解説、風力発電先進地ヨーロッパ、そして国内の情報を幅広く集め議論した結果、沖・駒地区の住民は全員一致で反対の結論に至りました。

懸念事項として、騒音・低周波による健康被害。農業・畜産業・野鳥・野生動物・景観への影響。森林伐採、道路拡張による土砂災害や水源の汚水。台風、落雷による火災・破損事故。観光客・登山客減少、離村、住民減少、不動産価値下落。

風車建設予定地付近の民間事業所と風車との距離、民家まで1.3キロ、保養施設である駒ヶ原山荘1.3キロ、麻野間園芸1.4キロ、竹内牧場1.5キロ、小林陸運2.6キロ、県営段戸牧場2.7キロ、名倉カントリークラブ3キロ、名倉保育園・小学校3.6キロ。

建設予定地の南側豊川水源域は、崩壊土砂流出危険地域に指定されている。北側は地域住民の水源。

上記理由により、沖・駒地区の住民全員の固い意思で設楽町沖・駒地区への風力発電計画に反対します。

沖・駒区長、畑上紀美

沖・駒地区風力発電反対の会代表、麻野間達也」

気候変動による取組として脱炭素化を目指して、日本では温室効果ガスの排出量を2030年時点で13年比26%を削減とする目標が決定されています。それに伴い石油・石炭火力から太陽光・風力バイオマス・水力・地熱発電などの再生可能エネルギーへと転換が行われはじめています。しかし、国、地方自治体、企業、

住民など、置かれた立場によって視点や考え方は異なります。現在、地球温暖化や二酸化炭素削減の考え方には、科学者の中で異なる見解があることも事実です。

真理というものは分からないものです。この流れが、世界をどこにいざなおうとしているのでしょうか。果たして自然を大きく壊して造られた風力発電が、後世の人々に何をもたらすのか。「山は高く水は清し山霊水気ここに集まり、人閑太古の春に似たる純なる里の我北設楽」と北設楽郡歌に謳われたそれこそが、未来に残す遺産であろうと思うのです。

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指しています。そこには、森林、植林などによる二酸化炭素の「吸収量」の役割が謳われています。

ドイツは、福島原発事故後に、脱原発・再エネ強化に舵を切った再エネ先進国です。しかし現在、低周波による健康被害や景観の破壊に対する住民訴訟の増加で、環境規制をとる自治体が増えていて、2017年に新規建設された設備容量が、2020年にはおよそ4分の1にまで落ち込んでいます。落ち込みのもう一つの理由は、再エネにより電気料金が高騰し、それを再エネ賦課金として国民が負担していることに加え、FIT——固定価格買取制度の終了と共に収益が大幅に減少し、再エネ事業が行き詰まりをみせています。

最後に、予防原則と低周波音規制について触れます。1990年代に欧米を中心としてできた概念で、環境に重大かつ不可逆的な影響を及ぼす仮説上の恐れがある場合、科学的に因果関係が十分に証明されない状況でも、事前に規制措置をとっても良いという考え方のことで、因果関係が不明な状況でも、実際には発生するかもしれない悪影響を防止するために事前に規制を課すことは、その実際の因果関係によらず正当であるという考え方です。低周波音と風力発電の因果関係の立証は難しく、科学の見解の不一致により、紛争解決がスムーズにいかなくなることもあります。そこで、現在は予防原則が環境法の分野で採用されています。

段戸国有林内への風力発電事業計画に、沖駒地区が全員一致で反対を表明されています。

段戸鷹ノ巣山の風力発電事業計画に、沖駒地区全員が反対を表明されましたが、設楽町として住民の皆様の意思をどの様に受け止めますか。

段戸鷹ノ巣山の風力発電事業計画に、地元住民が全員一致で反対としたことを受けて、その旨を土屋町長御自身のお言葉と共に大村知事にしっかりとお伝えいただけますか。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長 純子議員にお尋ねいたします。冒頭に、議運の委員長が質問方式について述べてからという発言がございました。一括か、一問一答かの。

1 原田(純) 一括です。よろしく申し上げます。

議長 はい、分かりました。

町長 担当課長から説明を申し上げたのちに、私のほうから必要に応じて申し上げます

すのでよろしくお願いいたします。

高橋生活課長補佐 本日、課長の村松が体調不良により欠席させていただいておりますので、私が代理でお答えさせていただきます。

設楽町、東栄町、豊根村、及び根羽村のごみ収集処理は、北設広域事務組合が行っておりますので、北設広域事務組合の回答を設楽町の回答と合わせてお答えさせていただきます。

北設広域事務組合のごみ収集は、現在、日本道路興運株式会社に業務委託しており、基本的に各地区を週一回の周期で収集するのを原則としておりますが、収集ルートを設定する上で、各ごみステーションに集まるごみの量、人口密集地はごみステーション1か所当たりのごみの量が多くなるため、週2回の収集をするといった、現状の収集体制となっております。

御質問の、衛生面で、というお話になりますと、御不便をおかけして申し訳ありませんが、生ごみにつきましては、町の補助制度を利用し、生ごみ処理機を利用して処理し、ごみを密封性のある容器に保管していただくなど、衛生的な保管に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、収集回数の増加など収集体制の変更につきましては、根羽村を含めた北設楽郡内のごみを一週間の収集ルートごとに分けて収集していることから、構成町村全域に渡って見直しをすることが必要となり、構成町村全域での見直しには時間を要しますので、御理解をいただきたいと思います。

さて、8月1日より可燃ごみとプラスチック資源の分別収集が始まりました。分別収集に御協力いただきまして、ありがとうございます。そのことによりまして、まだ始ってひと月ですのでまとまったデータにはなっておりませんが、可燃ごみが約3%程度の減少が見られており、それを回収するパッカー車の積載量が減り、反対にプラスチック資源を回収する貨物車の積載量が増えている状況です。

御質問の名倉地区のごみ収集は、木曜日収集で回収出来ておりますが、プラスチックの資源化に伴ったごみの種類ごとの量の変化などを注視しながら、北設広域事務組合や東栄町、根羽村、豊根村と収集体制の最適化を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

企画ダム対策課長 私のほうから、2番目の質問の、「段戸国有林内風力発電事業計画について」お答えさせていただきます。

初めに、「1、段戸鷹ノ巣山の風力発電事業計画に、沖駒地区が全員一致で反対を表明したことに対し、町として地元住民の意思をどのように受け止めるのか」について、答弁させていただきます。

現在、設楽町内の風力発電計画は、議員の御質問にあったように、中部電力は、新城市の菅沼と守義周辺と設楽町の豊邦周辺に、日立パワーソリューションズは、設楽町の鷹ノ巣山周辺の段戸国有林内の建設を計画しております。

両事業者とも、風力発電計画を立てるにあたり、計画の必要な風力測定——風

速、風量、方向などを行うための風速計測機を立てて、1年程度計測、調査し、その結果を踏まえて、今後、建設するか判断したいと、設楽町に説明に来ております。このことについては、関係する地域の方や代表者の方にも説明をしていると聞いております。

さて、国の動向でありますけれども、地球温暖化防止、脱炭素社会への転換をとりまく情勢、とりわけ再生可能エネルギーを利用した電力供給の推進につきましては、官民を挙げて早急に取り組むべき喫緊の課題となってきております。

最近では、国際状況の悪化等もあり、海外からの石油、天然ガス等に頼らない、エネルギー国内自給といった面でも再エネ発電の重要性は益々高まる一方であります。

そういった状況でもあり、設楽町は、「設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例」の基本理念を踏まえ、太陽光、水力、風力、木質バイオマスなど、再生可能エネルギーの利活用には、積極的に取り組んでいくべきものであると考えております。

基本理念には一方で、「地域内での公平性及び関係者への影響に配慮し、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用に努めるもの」とされておりますので、近隣住民の健康や自然環境への影響等には、十分な配慮がなされるべきものであると考えております。

今回の御質問の、日立パワーソリューションズの計画に対する考え方について、町の考え方について御説明させていただきます。

現在、風力発電の収益性の有無や規模等の検討のため風向風速の概況を調査する「風況調査」を実施する前の段階でありまして、町・地元へ御理解をいただく段階と聞いております。

計画のお話をいただいた時から、町から事業者対し、事業を実施するのであれば、初期段階から近隣地区へ十分な説明を行い、地域の皆さんの理解を得た上で、条例の趣旨を踏まえ事業を実施してほしい、と伝えているところであります。

この町の意向に従い、事業者が沖駒区に対して8月8日に地元説明会の開催を申し込んだところ、開催に先立ち7月27日に沖駒区の皆さんが自主勉強会を開催し、その場で風力発電反対の決議がなされ、説明会の開催は中止となりました。その後、沖駒区からは8月4日付で地区住民のうち、約50名の署名が、町長宛に請願書を提出されております。

町としましては、署名された人数からしても沖駒区の総意として、鷹ノ巣山山頂付近の風力発電計画に反対されているものと捉えており、これをたいへん重く受け止めております。

現在のところ、この沖駒区の風力発電反対の意思表示に対し、事業者からは、再度検討すると聞いておりますが、今後どのような方針なのか、事業者から方針決定の連絡をまだ受けていない状況であります。

事業を実施するのであれば、距離が近い沖駒区、裏谷区の理解を得ることが最

低限必要であると考えております。その旨を引き続き事業者に伝えてまいります。

2については、町長からお答えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

町長 それでは、2つ目の質問について、私のほうからお答えをさせていただきます。

8月4日に風力発電反対の請願書を提出いただきました。ちょうどその日だったのですが、8月4日に津具のグリーンプラザで、議員の皆さんの議員大会が開催されまして、大村愛知県知事もお越しになっておりましたので、正式ではありませんが、お話の中でこの話をさせていただきました。

設楽町は今、議員御指摘のとおり2つの風力発電の計画が持ち上がっています。計画段階のときに、私の所に説明にみえておりますけれども、それ以降、うちのほうからも問合せをしておりますが、2回目の説明はないというのが現状でございます。

先ほど、課長が申し上げましたとおり、これはちょうど私が議員だった頃だと思っておりますけれども、設楽町では議会の議決もいただきまして、再生可能エネルギー推進の条例を制定しております。条例を持っている町として、再生可能エネルギーの推進というのは住民の皆さんの御理解をいただければ、推進をしていく立場にあるわけでありまして、住民の皆さん全員の反対ということでもありますので、町といたしましては、推進というよりも、住民の皆さんの生活であったり、安心、安全を守っていく立場に基づきまして、大村知事のほうには、再生可能エネルギーであっても住民の皆さんの御理解が得られないということなので、事業に対して前向きな対応をとっていくことは難しいというお話をさせていただきました。正式な回答ではないので、そのように御理解いただきたいと思っておりますが、大村知事からは住民の皆さんの反対がある以上、事業としては難しいのではないかとというようなことをおっしゃっていたというふうに記憶をしております。

まだ説明に来られないものですから、説明におみえになりますが、町として反対運動とかということは、推進条例を持つ町としてできませんけれども、一番最初に住民の皆さんの思いでありますので、そこを一番大事にしていきたいと思いますので、町としてこれを推進していくというようなことはありませんのでよろしくお願い致します。

1 原田(純) まず、可燃ごみの収集回数の見直しということで、これは、北設広域事務組合に属するという案件ですが、どうか、設楽町からも、北設広域事務組合に住民の皆様方の御意見と、私自身もそのように思いますので、どうか見直しについてお伝えいただけたらと思います。

それから、段戸鷹ノ巣山の風力発電事業についてですけど、地元住民の皆様方の御意向を一番に考えるという御回答をいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、設楽町の条例なのでありますが、平成25年に制定された「設楽町省エ

エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例」の中に、住民の意思を尊重したうえで地域に根ざした省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用のための理念、原則、及び基本的条件を定めるものである、と定義されています。ここにはあくまで住民の意思が優先であることが記されています。そして、「重く受け止めます」というようなお言葉をいただきましたし、大村知事にも、正式ではなくても、とにかく住民の皆様の意向を大切にすることをお伝えいただきましたので、本当にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

これで、質問を終わります。

議長 これでは、原田純子君の質問を終わります。

議長 次に、11番加藤弘文君の質問を許します。

11 加藤 11番加藤弘文です。おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式で席を変えて質問をさせていただきます。

[席移動]

11 加藤 それでは、始めさせていただきます。昨年の設楽町長選挙から、本町では、投票区・投票所の見直しが行われました。投票所を23か所から4か所にするという激変ともいえるもので、町民の投票行動に大きな変化が起きるのではないかと危惧されました。そして、危惧したとおり、表に示したように、昨年の町長選挙の投票率は、関心の高い新町長選挙選挙としては驚きの9.1%減、同年10月の衆議院議員選挙では、全県が1.3%投票率を上げる中、県下市区町村最低の4.7%の減少でした。さらに、本年7月の参議院議員選挙では、全県が4.0%投票率を上げる中、県下市区町村で唯一減少し4.3%減となりました。

こうした結果を受けて、設楽町選挙管理委員会の考え方と今後の対策を問います。

今回、選挙管理委員会委員長の出席を想定しましたが、選挙管理委員会事務局書記長が当会の代表者として責任をもって答弁いただけるということで、諸事情を考慮し、要請を取りやめることにしましたので、先に申し上げます。

さて、本年7月の参議院議員選挙の結果を受けて、設楽町選挙管理委員会としては、どう分析していますか。また、「意外に減らなかったな」という認識でしょうか。また、選挙後、事態を受けて選挙結果についての協議はされたのでしょうか。お答えください。

総務課長 では、選挙管理委員会書記長の私から、お答えさせていただきます。

県内で本町のみ投票率が下がったということで、非常に残念に思っております。選挙管理委員会は、本年7月の参議院議員選挙終了後は定時登録でありまして、9月1日に委員会を開催して協議をしております。

その内容については、次のとおりであります。

県下で設楽町のみ投票率が下がったことは残念。ただし、投票区の再編が原因かどうか、これを断定することは非常に難しい。投票区の再編は、必要な変更がありました。今後は、住民の投票行動を後押しするような手法、これ、決定的に効果的なものというのは難しいとお話は出ましたけれども、選挙参加ですとか移動支援などのPRをさらに積極的に行っていく、という内容を協議いたしました。

以上です。

- 11 加藤 今、お答えをいただきましたが、残念であるという認識でみえるということがよくわかりました。投票率低下の原因についてもお考えがあったようですが、選挙区を4か所にしたことは原因とは限らない、必要な措置を講じていくことで解消をしたいという内容であったということで、会議の内容もよくわかりました。非常に問題を感じますが、次に移ります。

次に、昨年12月定例会の一般質問で、こうした投票行動の変化への危惧について質しましたが、答弁では、「思ったほど、投票率は落ちていない」、思ったほど……。落ちるだろうと思っていたというふうに僕は思ったのですが、「思ったほど」という答えに、後で議事録を見てびっくりしました。そのとき聞き逃していたので。

次に、「設楽町の投票率は、他の市町村に比べ高かったので問題はない」、「投票区の見直しは拙速と思わない」との事でした。今もその認識は変わらないですか。

- 総務課長 投票率が若干低下したことは数値のとおりでありまして、残念とは思っております。が、見直しが拙速であったとは思っておりません。見直しは必要なものであったと思っております。先ほど、「思ったほど」という言葉を取り上げられたわけですが、全般的に投票率自体は、このところ、年がたつにしたがって、どちらかというところと低下傾向という傾向が全般的に出ておりますので、こういった状況を踏まえて「思ったほど」という言葉を使わせていただきました。

以上です。

- 11 加藤 先ほどから、必要な変更であったということを何度も繰り返しておみえになりますが、誰にとって、何のために必要であったのか、お答えください。

- 総務課長 この件に関しましては、議会の皆様も先進地をそういった目的で調査をされたと理解しております。それから、議員の方から、一般質問でも投票区の再編をする意向はないかという質問を受けております。たしか、その中では、地区によっては立会人の選任がもう既に困難になっていると。投票日については、1日13時間の拘束が必要なので、立会人の選任が困難になっているという内容の質問をいただいたと理解しております。その回答としては、統合を視野に検討を進めてまいります、という答弁をさせていただきました。そういった地区の問題、従事者の問題。

それから、もう1点は、たしか平成29年だったと思います。選挙当日に台風がやってまいりました。台風が来ますと、水道の問題、それから倒木の問題、い

ろいろ案件が出てまいります。そちらの処理も役所として必要になってまいります。災害対策本部を設置する必要が出た場合にも、そういった人間も招集する必要が出てまいります。そういった部分で、職員数の減少等も含めまして、対応が非常に難しいという状況が見えてまいりました。で、ありまして、いつ災害が来るかもわかりませんので、それにいつでも対応ができるように、早急に対応をする必要があったということでもあります。

以上です。

- 11 加藤 選任が困難な地区もたしかにあるのだろうということを、私も思います。小さな地区もございますので。ただ、そうした地区の声も反映するための減少として、23か所ある所を4か所にするという、本当に激変を作る必要があったのか。それから、職員が非常時に対応をできないという回答、前回12月の質問でもそういうお答えがありました。たしかに、こうした事態が想定されることはあるわけですが、こうした非常事態を前提に、通常行われているべき業務を考えていくというのは、どうも腹に落ちない部分があります。住民の中には、あれは役場の働き方改革じゃないか、日曜出勤をなかなか承知してくれないからそうしたんじゃないか、なんて声も聞かれて、非常に私も残念な、一生懸命役場の皆さんやってみえることを知っておりますので、残念な言葉を聞いたりすることもございます。

選挙制度のこうした急激な変化、改変を考える上で、若干説得力がないなど、今も思っています。

それでは、次にいきますが、昨年12月定例会の一般質問でも質しましたが、そもそもコロナ禍の中、住民への十分な説明もなく、役場職員が動員できない、予算を削減する等の行政改革の名で、行政主導で性急に改変を実施したことが原因ではないかと私は思っているのですが、簡単にお答えください。

- 総務課長 これ、検討は前から話題に出て検討は進めておりましたけれども、先ほどお話しさせていただきましたけれども、議会のほうでも、そういう必要があるのではないかという調査、それから一般質問でも取り上げられたと。そのときに、事務局としては、削減の検討を進めていきますというふうに回答をさせていただきました。なのですが、おっしゃるとおり、コロナ禍でスケジュールどおりに進めることが非常に難しい状況がありました。そんな中ではありますけれども、開催を延期をしながらも区長への説明会を実施をいたしました。また、その中で要望があった行政区には、こちらの事務局が出向いて説明会を開催、説明に伺いました。そして、行政区の意見を伺いました。結果は、ほぼ多数の区で「やむを得ない」というような回答でありました。性急な改変とおっしゃいましたけれども、手順は踏んで進めてきたつもりであります。

更に、先ほどお話しさせていただきましたけれども、台風襲来等の、臨時的な対応が必要になったときを考えますと、その対応ができなかったというわけにはいきませんので。いつ、どんな場合があっても対応ができるように改変をする必

要があったということで、早期にやらなければならなかった、必要な変更であったと考えております。

以上です。

11 加藤 行政施策の大きな変更を前提にした調査では、直近では、「学校規模適正化問題」での住民調査があります。きめ細かなアンケート調査項目に基づいて、年齢・階層別等、きめ細かに分析を行い、分厚い報告書をもとに住民説明会を何度も繰り返し、策定に至っています。

そこで、教育長に問います。昨年、選挙管理委員会はこのように制度を大きく変えますが、区長は賛成か反対か区でまとめなさいと丸投げにして、それを調査結果とし、改変の根拠としました。説明会もコロナを理由に実施せず、反対した区を訪問し説得し、パブリックコメントの反対意見に対して、フォロー策があるので心配ないと回答し、策定に至りました。極めて粗雑で、重要な制度改変にあつたて、強引で性急なものであり、前町政下ではありましたが、現土屋町政の目指す町民と協働の町づくりの理念とはかけ離れたものであったと考えますが、どうですか。

教育長 選挙管理委員会が実施した方法は、選挙管理委員会の中で考えられて行ったことですので、私のほうからは、それは良かったか、悪かったかということは控えさせていただきたいと思います。

教育委員会は、町長の方針に基づきまして、私の考えも一緒でありましたので、広く、何回も住民と納得いくまで懇談をするということで行ってまいりました。

11 加藤 教育長、ついでに問うのですが、……。

(発言する者あり)

11 加藤 すみません。続けます。

次に、アンケートの基本について問います。調査項目を作成する上で、3選択枝で、賛成、反対、その中間意見は普通ならば何と設定しますか、教育長。

議長 通告に入っておりませんが、もう少し詳しく質問をしていただけますか。

11 加藤 失礼しました。教育長に今答えていただいたので、続けて教育長に問いましたが、書記長でも結構です。

総務課長 今回のアンケート、「やむを得ない」とさせていただきました。

以上です。

11 加藤 このアンケート自身にも問題があったことを以前指摘しましたが、賛成と反対の真ん中は、「どちらでもない」です。これ、小学生や中学生でも分かります。賛成と反対の真ん中は、「どちらでもない」です。ところが、賛成と反対の真ん中が、「やむを得ず賛成」なんです。こんなアンケートの作り方がなされていること自身が、いかに急いでこの制度を通過させようとしたかという意図をありありと感じます。製作過程に問題があるというふうに、前の住民説明が十分でないということと同時に伝えたいと思います。

更に、町長に質問します。教育委員会はこの間、重要な課題について協議の傍

聴を認めています。一方、選挙管理委員会は、先回の私の会議内容についての開示を求める質問に対して、会議記録を作成していないので答えられないとのことでした。行政委員会の公開は、町政にとっては不可欠のものと考えます。全ての行政委員会の会議録作成、公開を要望しますが、どのように考えますか。

町長 選挙管理委員会で決定されたことでありますので、私がそれについてとやかく言うものではありませんが、ルールといいますか、仕組み上、それが必要であるということでありましたら、そういうことにしてまいりたいと思います。

11 加藤 その、委員会の独自性を考慮しての御発言と思いますが。少なくとも、要点筆記も作っていないということはある程度あり得ないことだろうと思いますので、ぜひ、公開に向けて、それぞれの委員会で検討をしていただくようお願いしたいと思います。

4 番目ですが、投票区改変の重要な根拠とした区長アンケートのやり方は、誘導的で恣意的なものと言わざるを得ません。この理由は、先ほど述べました。中には、住民の声を聞きすぎると行政が意図したことがうまくいなくなる、というような考えがあるやに聞きます。今後も何の反省もなく、これからの行政アンケートはこうした形を踏襲していきますか。

総務課長 そういった捉えられ方があるのだなと思いましたがけれども、選挙管理委員会としては、誘導的で恣意的なアンケートをするというつもりで実施したものではありません。そういう考えは持っておりません。今後も、という話がありましたけれども、今後のアンケートも、それぞれその内容にあった方法で、皆さんの考えをお聞きする、引き出せるようなスタイルで進めていくことになろうかと思えます。

以上です。

11 加藤 今のお答えだと、あくまでこうしたアンケートもあり得るんだよというふうにも聞こえてしまいますが、大変、行政としては危険な住民調査だというふうに思います。こういうふうにしたい、こういうふうにしたいというのを先に言って、住民の声を聞き落とすような可能性を感じますので、ぜひ、反省をして生かしていただければと思います。

制度改変後、3回の選挙が行われましたが、住民の意識実態調査をもう一度きちんとやり直すという考えは無いですか。

総務課長 正直に言いまして、そういった問題点の指摘というのを今ここでされておるわけですがけれども、一般の方からとくにそういった話が事務局のほうに届いておりませんので、意識調査は今のところやる計画はございません。

11 加藤 12月の折にも、町民からそういう声がないので、ということなので。私も町民なのですが、町民の声を拾うという意味で質問をさせていただいております。本当に聞く気がない、聞く耳がないという可能性を強く感じますので、ぜひ、お考えいただければと思います。

次に移ります。一方、町では、期日前投票を奨励して、当日投票所から遠方と

なってしまった地域に期日前投票所を設置してフォローするとしてきたが、そもそも期日前投票の考え方やあり方はそれでよいのですか。宣誓書には何と宣誓するのですか。宣誓書には、私はこの選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。次のAからEのいずれかに丸を付けてくださいということで丸を付けます。上記は真実であることを誓います、という宣誓書を書いて署名をします。投票所が遠くなってしまうと、役場が近くに事前投票所を設置して投票しなさいというので来ました。また、たまたま役場に用事があって、役場の事前投票所があるので、ついでにしたいので、という理由は、投票所入場券の裏の宣誓書のAからEのどこに丸を付け、さらに、真実であることを誓うのですか。宣誓書のAからEとはどのような項目か、お答えください。

総務課長 AからEについて、お答えしろという話ですけれども、今、手元に作ったものがないので、申し訳ないですが、その部分はお答えできないのでお願いします。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

総務課長 期日前投票の制度の話について、よろしいでしょうか。

公職選挙法では、選挙当日の投票を原則としております。しかし、生活様式の多様化などにより、有権者の便宜を図るため期日前投票が導入されております。期日前投票を実施するためには、おっしゃるとおり有権者は、理由を選択して宣誓書に記入する必要があります。余談ですけれども、ある市町村で、前回の参議院議員選挙で、妻の介護を理由に期日前投票をしようとした高齢男性が、適合する理由がないということで期日前投票をしなかった、あるいはできなかったという事例があったようであります。総務省の見解では、介護というのは「職務もしくは業務に従事するため」という理由に該当するという判断でありまして、「職務もしくは業務」の考え方ですが、「常日頃繰り返されている務めであって職業に限定されない」という解釈のようであります。

このように戸惑いがあるようですので、宣誓書の記入欄も、もう少しわかりやすい表記にいずれ変わってくるのではないかと感じています。様々な個人的な理由により期日前投票を利用することは、設楽町選管としては問題ないと考えております。宣誓書の記載に迷った場合には、その事務従事者等に相談いただければ、適切に案内をさせていただけると思います。いずれにいたしましても、有権者の便宜を図りまして、棄権することを減らすことが目的でありますので、活用いただくように、積極的に広報したいと思います。

ちなみにですが、前回の参議院選挙では、設楽町の全投票者の約53%の方が期日前投票を利用されております。

以上です。

11 加藤 長々とお話をいただきましたが、Aというのは仕事による場合、Bは旅行等による場合、Cは病気等による場合、Dは住所移転による場合、Eは天災等による場合、ということで、このいずれかに該当するところに丸をつけて、宣誓をし

て、投票をすることになります。そもそも、選挙期間中は、候補者の考えや経歴をよく調べ、投票日までにじっくりと意思決定をして投票に臨むことが基本的な投票のあり方で、今答弁のあった——答弁はありませんでしたが、特別な事情が無い限り、行政が事前の投票を勧めるということ自体が問題ではないかと思いますが、どうですか。先ほど、変更をしていく可能性があると言いましたが、現行の投票はこの制度に基づいて行われているのであり、これに基づいて進めるべきではないのでしょうか。

総務課長 この、内容の記載、選択につきましては、これはたしか、国のほうの規則で、こういうふういきまりというか、この中から選ぶといういきまりになっていると思います。ただ、先ほども申し上げましたように、常日頃の業務等で、当日なんらかの行けない理由があれば、それを記載いただければ、期日前投票ができるという制度になっておりますので、そういった方はお気軽にとというのも変ですが、御利用いただきたいと思っております。

11 加藤 行政が、お気軽に御利用くださいと勧めること自身が、この宣誓書の意図しているものと違うと私は思います。宣誓書も宣誓書で、これは変えていかないと。例えば、コロナが心配なので、密集を避けたいので期日前投票をします、という方がたしかにいます。どこにも打つ場所がないのです。そういう意味で、法律が先あって行政が行われるとするならば、法律をきちんと変えなければいけないということでもありますが。ただ、今お答えの中にあつたように、有権者の利便性を重視してそうする。投票所を削減したこととまったく逆のことがここで言われていることに、少し驚いています。

それでは、投票所を激減させたフォロー策として、投票のための移動支援をしましたが、町長選挙では、9名、衆議院議員選挙では5名、参議院議員選挙では8名。選挙管理委員会はこれでフォローできたと考えますか。

総務課長 広報誌でのPRほか、住民健診やコロナワクチン接種の際に移動支援を利用されたことのある方、それから、選挙で過去に利用された方、こういった方合計114名にダイレクトメールで案内をさせていただきました。結果は議員のおっしゃったとおり10人に満たない利用者になっております。様々な理由があろうかと思いますが、一生懸命宣伝しているつもりであります。まだまだ漏れがあったり、利用しにくいような何か原因があるのかもしれませんが。これからも改善、PRに努めてまいります。

以上です。

11 加藤 投票所が遠くなってしまった住民に、投票所が遠くて困っているのでは、と問うた時、こういう答えでした。「加藤さん、別に困らんとらんよ。今までは行けたけど、遠いんだから行かんだだけだよ」と話されました。移動支援の話をしたが、「それまでして行かんでも」と。住民の大切な基本的な権利が、行政にこうした形で奪われたのだと私は感じましたが、どう考えますか。

総務課長 お申し込みをいただければ、送迎をいたしますという制度でありますので、

奪ったというつもりは全くありません。

以上です。

- 11 加藤 こうした、住民の声も特に問題なくというふうには扱われるのだらうと思いますが。もう少しきめ細かに調査をすべきだと、今思いますが。先ほどは、しません、という話でしたが、ぜひ、町民の声をもう一度きちんと拾う選挙管理委員会に、新町政のもとで行っていただければと思います。

本年7月の参議院議員選挙をとってみると、全県並みに投票率4%増を実現させるためには、町民の有権者の——4%減っておりますので、約8%の人、4,000人掛ける0.08をやると、320人。300人以上の人の投票行動が必要となります。しかし、結果は、そうはならなかった。設楽町選挙管理委員会は、この度の改変にあたって、国民主権・民主主義の根幹にかかわる改変であったことを認識していましたか。

- 総務課長 国民主権・民主主義の根幹、選挙はまさにそれだと思いますけれども、ですが、今回の投票区の再編というのは、有権者から権利をはく奪するといったものではありませんで、若干遠くなる方はどうしても出てまいります。移動に困難な方は申し込んでいただければ移動の支援をいたします、という内容にしておりますので、有権者から権利を剥奪するということまでではないと考えております。ただし、今後も少しでも利用しやすくなるように努力してまいります。

以上です。

- 11 加藤 昨年10月の衆議院議員選挙では、細かいデータを用意していただいていたので確認をしましたが、設楽町は、全県が1.3%投票率を上げる中、4.7%の減少を本町ではしております。昨年12月の私の一般質問の中で、指摘するべきでした。近隣の所しか、僕、調査していなかった。ところが、全県でいくつか投票率を下げた市区町村がありましたが、投票率の減少が最も大きかったのはどこですか。

- 総務課長 申し訳ありません。勉強不足でわかりません。

- 11 加藤 わかりませんというお言葉をいただくとは思っていませんでした。全県でいくつか投票率を下げたところがあるんです。これ、ネットで調べればすぐ分かるんです。いくつかありますが、4.7%下げた町が最も大きく投票率を下げました。これ、確認していただければ分かりますが、全県市区町村の中で一番投票率を下げたのが設楽町だったのです。このことを、先回の12月に指摘ができなかったのを大変申し訳なく思うのですが。衆議院選挙で一番投票率を下げたのが設楽町で、今回の参議院選挙で県下で唯一投票率を下げたのが設楽町である、これ、周知の事実なわけですが。もし、知っていたら、「意外に投票率が下がっていない」、「順調に執行できた」なんて答えは多分なかったんじゃないかなと、今更ながら思います。都市部に比べれば投票率はまだまだ高く問題ない、人口減少、投票率の長期低落傾向、選挙への関心の低下、高齢化、他の選挙との重なりが原因、などと分析できる結果ではないんじゃないかと。全県下で設楽町だけなんですよ。

設楽町が最も下げたんですよ。都市部より、人口の少ない地域の投票率がまだまだ高いというのは、実は、私は、それだけ危機感が強くて政治が身近だからであると思っています。そのことをかきにとって、投票率はまだまだあるので大丈夫という認識は、そういう分析はありえないと私は思いますが、どうですか。今回の参議院議員選挙では、設楽町が大きく投票率を下げたために、北設楽郡全体も全県で唯一投票率を下げる郡となったという結果です。この事態について、再度問います。どのように考えますか。

総務課長 いろんな分析ができると思います。今日はちょっと資料をお配りしたわけですが、その1枚目の裏ですかね、御覧いただきますと、色をつけてある部分があります。これは、県知事選の欄を見ていただきますと、豊根村が88.9という、すごい高い数字が出ております。これ、村長選と同日でありましたので、県知事選が引っ張り上げられている。今お話のあった衆議院ですね、設楽町の29年、色が付けてありますけど、これ、町長選と告示日が一緒であった。投票日はずれているわけですが、告示日が一緒、期日前の期間が重なっている、これ、若干高く出るんだらうなど。証明はできませんけれども、そういうふうに分析しております。で、若干高く出るんだらうなどというところから、次の投票までに、県下で一番下がったという分析をお聞きをしたわけでありまして、そういった影響もあるのかなと、そんなふうに思っております。

ただ、今回特に参議院では、県下で設楽町のみ下がっているということ、これは事実として出ておりますので、これは投票の影響もあるのかなと思いますが、ちょっと断定ができないというふうに分析はしています。これは、この表を見ながら、選管の中でも同じふうに議論をさせていただいております。で、その中で、やはり高齢化等が進んで、また今、認知ですとか、いろんな状況が高齢者の中にも増えているんじゃないの、という話もその場でしておりますけれども、そういう状況で、全般的には右肩下がりという状況だねというふうに判断をしています。ですが、その中でもなるべく投票率が上がるように、そういった努力をしていきたいと思います、という内容を選管の中では話をいたしました。

以上です。

11 加藤 高齢化が非常に高くなっているのもよく承知していますが、高齢化は全県、とりわけ周辺部では深刻な問題となっていて、設楽町だけの問題ではありません。豊根村、東栄町もそうですが、作手村あたりとか、そうしたあたりでも、高齢化の問題は共通にあるにもかかわらず、県下で唯一下げたということの原因を、そういうこともあるのかな、そういうことも考えられるな、程度で分析と言えるのでしょうか。分析というのは、数値を元にして他町村の状態も詳しく見ながら分析をすべきですが、評論家のように、こうかなあ、ああかなあ、って。これだけ重大な改変をしておきながら、評論家のような口ぶりで9月の定例の会が終わったとするならば、これ自身が問題で、ぜひ議事録を見せていただきたいと思っております。とにかく、調査をやり直すつもりはない、制度も見直す必要はない

という結論を、これは、選挙管理委員長も承知していると考えてもいいですか。
総務課長 何度も申し上げますが、制度のPR、そういった制度といいますか、投票率が少しでも良くなるような方策をやっていきましょう、現状の制度については、現行の制度の中でそういったPRを勧めていきましょう、という内容でありまして、これは、選挙管理委員会皆さんおそろいの席で話をした内容であります。

以上です。

11 加藤 書記長が話をした内容をお聞きしているわけではありません。どういう結論であったのかをお聞きしたいのですが。説明はしましたが、その説明を納得されたということですね。

総務課長 何度も申し上げますが、選管の中で皆さん合意した内容であります。

11 加藤 そうでなければならぬと思います。今日はそういうつもりでお呼びをしませんでした。

それでは、何か非常に無力感にとらわれていますが、最後に、3回の選挙を見たときに、こうやって投票率をどんどん下げていく、長期低落傾向と申しますが、この、衆議院選、参議院選挙は全県で上げているんですよ。全県で投票率を上げているんです。こうした傾向は、東栄町も豊根村も一緒なんです。でも、設楽町だけ下げたんです。そのことを問題にしているわけですけども、いまだに設楽町だけはとりわけ長期低落傾向の中にいるということと言われるわけで。

最後に、こうした選挙制度のデータを見ると、来年、統一地方選挙に向けて、設楽町の選挙制度について早急に見直していくべきと考えますが、再度問います。何度も申し上げますが、と冒頭につけて先ほどからお答えをいただいておりますが、大事なことなので、もう一度問います。早急に見直していくべきと考えますがどうですか。

総務課長 お手元にデータの推移をお配りしております。1枚目が参議院議員選挙の推移ということで、たしかに……

(「時間がありませんので、お答えだけ願います」と呼ぶものあり)

総務課長 設楽町が下がっております。全県とおっしゃいましたけれども、実は岐阜の可児なんかは、三角の3.3%、根羽村も三角の4%、大鹿は三角の5%とあって、下がっているところがないわけではありませんし、県での平均でも、これは中のほうにありますけど、宮城とかだと、県全体が三角2.3というような数字も出ております。そういう中で、県内を見ると設楽町のみ下がったという状況ではあります。1枚目の真ん中を見ていただきますと、全体の投票率、60%以上の愛知県内の市町村をランク別に載せてあります。設楽町は3番目でございます。そんな状況にあります。こういったデータを選管でも話し合いながら、今後の検討を進めていきたいと思っております。

議員の通告書でありましたけれども、「明らかな過ち」と断定できる状態までにはなっていないと選管では分析しております。次期の統一地方選挙は、現行の方法を基準に実施をしていくというふうに話をいたしました。

以上です。

11 加藤 時間がありませんので、根羽村は投票率が4%下がった、前回私が調査をしたところでは、根羽村は数年前投票所を1か所にしたそうです。根羽村の投票所は1か所しかないんです。こうした状態の中で生まれている可能性もあることを分析のうちに加えなければならぬだろうと思います。

私は、先ほどから申し上げているように、行政の中で、こうした民主主義の根幹に関わるような問題については、もう少し慎重に事を進めるべきだったし、これから進めるべきだと考えております。

再度、選挙管理委員会の中で御検討いただけることを期待して質問を終わります。

以上です。

議長 これに加藤弘文君の質問を終わります。

お諮りします。コロナ対応のための換気と休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、30分まで。10時半まで休憩といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時30分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、2番村松純次君の質問を許します。

2 村松 こんにちは。2番村松純次です。議長のお許しをいただいたので、事前に通告いたしましたとおり、まずは一括で質問いたします。

設楽町内にはいくつもの素晴らしい名所や催しがありますが、「設楽町といえど」というメインの観光スポットが弱いと感じたことはないでしょうか。

今後、観光のメインスポットになるであろう設楽ダム completionも延期され、それに伴い設楽町総合計画や、設楽ダム周辺整備計画、したら町観光まちづくり計画等も見直されると思います。

そこで、この完成延期を受けて、今後どのような方向性で計画を進めていくのかをお聞きいたします。

1、香嵐溪では4,000本ものモミジで、ライトアップ無しで昨年27万人、茶臼山では2万2,000平米で40万株の芝桜で今年11万人、例年は16~17万人の来場者があったそうです。これは、期間中だけの来場者数です。今、設楽町もこれに肩を並べる規模の整備計画ができるチャンスだと私は思います。

そこで、今後どの程度の規模で、どの程度の来場者を目指し、どのような観光資源としてのイメージしているのかお聞きしたいと思います。

2に、ダム湖周辺植生回復計画の、工事終了後樹種回復と記載のある区域や、その他ダム湖周辺に整備する花木、例えばハナモモや桜などの準備が工事終了後

となると、そこから見頃を迎えるまでにはさらに年数が必要となってしまいます。一部、水源地域交流事業としてどんぐりを採取し、苗木に育ててダム湖周辺に植樹していくといった事業も行われているようですが、その他に、例えばほかの場所ですでに苗を植えているとか、植樹の準備をしているなどの対応策を講じているのかお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

企画ダム対策課 私の方から、「未来にも活きる設楽ダム周辺の整備計画について」お答えさせていただきます。

まずはじめに、1の「設楽ダム整備で、どの程度の来場者を目指して、どのような観光資源としてのイメージしているのか」について、お答えさせていただきます。

設楽町には、残念ながらワンシーズンで10万人の方が訪れるような観光の名所は今現在ありません。愛知県が毎年実施しております観光レクリエーション調査によれば、設楽町内の利用者数は、令和3年度は、年間「きららの森が」約4万人、施設としては、「道の駅したら」が約12万人、「道の駅アグリステーションなぐら」が、約15.5万人で、多くの方が訪れるスポットとなっております。

現在、設楽ダム湖及び周辺整備の計画は、インパクトビジョンの基本計画に基づき検討しており、国・県・町と調整して進めております。その中で、年間の利用者の目標数値というものは出ておりませんが、ダムの利水地域人口からみた設楽ダムの潜在的な来訪者数——訪れる可能性がある方は、37万人と推計されております。この人数につきましては、当時の推計が東三河の人口が74万人ということになっておりますので、2分の1の方がダムに訪れると思っております。ただ、この数値は東三河地域だけの推計値でありますので、もう少し広域的に見れば、近隣には、名古屋市、豊田市、浜松市など大都市圏があつて、もっと多くの潜在的な来訪者があるのではないかと考えております。

ダム利用者が実際どのくらいあるのか、他ダムの数値を調べました。令和元年度の全国のダム湖の年間利用者数は、約10万人。上位3位を申し上げますと、神奈川県にある宮ヶ瀬ダムが年間約155万人、宮城県にある御所ダムが約74万人、京都府の日吉ダムが約43万人と。ダムが観光地となっている所もあります。ちなみに近隣ですと、新豊根ダムは1.7万人となっております。

さて、設楽ダムの観光的な要素としましては、3公園——大名倉、八橋、川向、ダム湖の湖面利用、道の駅したら周辺、下流市の施設ではありますけれども、山村都市交流拠点施設あたりが観光スポットになるのではないかと考えています。

現在、整備内容、規模等については検討中であり、今後、一体的な整備で設楽ダム利用者の獲得を目指し、通年で一日設楽町に滞在できるようにと思っております。

ダム湖周辺の植栽の整備の検討状況ではありますが、来訪者の利用頻度が高い散策路や3公園周辺を検討しております。

令和3年度よりダム湖周辺整備等検討業務委託として、主に3公園の整備の方向性について今検討を行っておりまして、その中で花木の植栽についても観光資源として捉え、にぎわいの創出に繋げることを考えております。

検討の中では、例えば、川向公園は、ダム湖の眺望に加え、水没地域のシンボルであったしだれ桃を、公園内及び隣接道路、隣接している山に植栽を行いまし、公園と一体的となった「しだれ桃の里」を再現し、楽しんでいただける主要施設になる可能性があるものと考えております。また、ダム湖を挟んでの対岸の国道257号や、湖面からも見て楽しめることを前提に具体化していきたいと考えており、周辺の地権者や国の買収地と調整しながら、規模等を検討したいと思っております。

その他の公園、設楽町を南北に走る国道257号沿線、花山公園、新設される付替道路の路肩部など、平野松戸線の沿線など、関係機関に協力を図りながら季節折々の整備ができればと思っております。

具体的な来場者数の想定やその規模感については、今後の維持管理費のことも踏まえながら、基本整備計画の策定の中で、他のダム湖周辺施設や既存施設と連携して、設楽町の観光スポットとなるよう整備を進めてまいります。

1つのスポットで、1シーズン10万人の規模でできれば、観光の目玉となりますので、今後整備ができるかも踏まえて検討してまいります。

次に、2の、「現在の植栽整備の状況について、どのような対応を考えているか」との御質問であります。

植栽整備は、議員のおっしゃるとおり、ダム完成時には花が咲き、観光客に来てもらえるようにするには、植栽から花が咲くには数年かかりますので今から苗木の準備が必要と考えております。

苗木の育成の考え方としては、地域の方の想いを未来へつなぐ観点から、川向のしだれ桃であれば、その種子、八橋のウバヒガン桜から苗木を育てようと考えております。その他の樹木も設楽町内の木から育てるように考えております。

現在、川向のしだれ桃については、毎年種を採取し、地域の方等へ配布して、今後、整備時期になったら協力していけるよう啓発を行っております。植栽状況でありますけれども、花山公園、八橋斎苑、田口浄化センター、道の駅したらの裏、清嶺保育園に植栽を行っております。

八橋のウバヒガン桜についても、樹齢が高齢化しておりますので、苗木の育成に着手しております。種からの育成は難しかったものですから、接ぎ木による方法を取りまして、現在専門の人をお願いして20本程度作っていただいております。

今後、ダム完成時期を踏まえて、植栽計画——場所、時期、本数等を作成していきたいと思っております。

植栽場所、植栽時期は、設楽ダム工事の進捗と密接していますので、国、県等と調整してスケジュール等を作成したいと考えております。

また、植栽に関しての他の事例でありますけれども、新城市では、民間の方が「桜100万本プロジェクト」を立ち上げて実施しているところもありますし、八ッ場ダムでは、国土交通省、群馬県、長野原町で事務局を立ち上げ、「やんば1万本桜応援寄付金」などの募集に取り組んでいるところもあります。

設楽町としても、地域住民、下流市の方々と一緒になって育てていく仕組みも視野に入れて植栽整備ができればと考えており、令和16年の完成時には見頃になるよう検討してまいります。

以上です。

2村松 ほとんど僕を感じることに同じ答弁だったのでうれしく思います。その中で、ダム湖周辺の来場者数の見込みが37万人ということですが、ダムができたときには、ダムを見に来るお客さんなのかなという感じがします。なぜ、花木にこだわると言くと、50年、100年後にも設楽町の観光資源になり得るのではないかと考えて、そこにスポットを当ててみました。

その中で、観光協会さんにももう少し権限だとか自由度みたいなものを与えて、観光のほうに力を入れてもらえればいいんじゃないかなという気がするのですが、何か、観光協会さんの体制について新しい取組とか、方向性というものがあるのか教えていただきたいと思います。

産業課長 観光協会につきましてですが、去年の5月から「道の駅したら」のほうへ移動しまして、実際に町に訪れられる方と接する機会が増えたということを確認しております。近隣の観光協会の組織的な状況を見ますと、法人化という言葉が出てくると思いますが、観光協会は現在法人化されておりません。今後、周りの状況を見ながら、観光協会のあるべき姿というのを考えていく今途中ということで、完全にこちらの方向だとかは、まだ決められていなくて、今は途中だということをお理解いただきたいと思います。

2村松 ぜひ、ダム湖周辺計画と密接に、一緒に進んでいってほしいと思います。以上で終わります。

町長 せっかく御質問いただきましたので、方針についてお話をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、設楽町には素晴らしい名所がたくさんありますし、伝統芸能ですとか、いろいろなものがあります。

私、今、地区懇談会を開催させていただいておりますけど、その中で、それぞれにたくさんの方に訪れていただいておりますので、少し、それをつないでいくことに主眼を置いてやっていきたいなと思っています。

そんな中で、ダム湖周辺整備計画だったり、いろんなものが考えられますけれども、まず、住民の皆さんがどのように使っていきたいのか、どんなふうに使っていきたいのかというところは一生懸命関わっていただいでやっていきたいなと思っています。

それと、初日の日に「きららの里」の補正の案件で少し出させていただきましたけれども、民間の事業者の皆さんが行政とは全然違った考え方を持っておりま

すので、そういったところも少し参考にできたらということも思っておりますので。そういった中で、ダム湖周辺整備計画だったり、いろんなものやっていたいということを考えています。

そして、もう1つ、選挙の時にも公約ではないですが、取り組みたいということでお話をさせていただきました。ダムが8年延びて12年先ということであり、黙って待っているわけにもいきませんので、先日知事の所にお邪魔をしたときに、県の所有する西山の山を使わせていただきたいというお話をさせていただきました。知事のほうからは、使ってもいいですよということは言われたわけですが、なかなかこれからまだ高いハードルがたくさん残っておりますので、条件であったり、規制、あそこは保安林になっておりますので、そういったことを、いろんなことを考える中で、あきらめることなく、ぜひ、あそこの所を利用することを考えていきたいと思っております。

以上であります。

2 村松 ありがとうございます。ぜひ、県内でも有数の名所になるように計画を進めていっていただきたいと思えます。

以上で終わります。

議長 これでは村松純次君の質問を終わります。

議長 次に3番七原剛君の質問を許します。

3 七原 3番七原剛です。質問に先立ち、要旨説明書のほうに重大な誤字がございましたので、おわびして、訂正します。

「協働」という文字が、「協同組合」の「協同」になっておりました。正しくは、共に働くという意味の「協働」でございます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

私からの質問は大きく2つ、全部で3点です。一問一答方式でお願いいたします。

最初の質問です。新型コロナウイルスの第7波は、いまだ収束をみていないものの、ピークアウトの兆しを見せ始めており、今日現在、政府による行動制限も発令されておられません。我が家の目の前にある「道の駅したら」も、夏休み中は天気さえ良ければ連日大変な賑わい方でしたし、夏休み明け最初の土日も多くの方で賑わっており、関係者各位の御努力により当町を訪れる人が着実に増えているように感じます。

また、町長は様々な場所で、「交流人口の増やし多くの人に設楽町を見ていただくことから始めたい」という旨の発言もされており、今後も官民一体となって一人でも多くの人に設楽町を訪れていただくよう努力し続けていくことになる

と思います。近い将来、多くの来訪者で賑わう設楽町を思い描き、次の質問をいたします。

町外からの来訪者の中には、マナーに欠けるなど、周囲に不快感を与える人が散見されます。先日も「きららの森」において、散策に訪れた方とバードウォッチャーの間でトラブルがあったと聞いておりますし、また、「道の駅したら」の駐車場にたばこの吸い殻がまとめて捨ててあったとの情報がSNS上に投稿されていました。来訪者が増えれば、こういった人達も比例して増えていくと考えられます。来訪者にどんな設楽町を見てもらいたいのか、その場所、その地域を訪れていただいた後、こういった人達に主なりピーターになってもらいたいのか。そのためには、迎える側にも訪れていただく側にも守ってもらうルールがあると考えます。町としてどのようなビジョンを来訪者に示し、ビジョンに沿ったルール作りを考えているのかお答え願います。

以上で、1つ目の質問を終わります。

以降、席を移らせていただきます。

産業課長 お答えします。設楽町の観光ビジョンの中では、マナーに欠けるなど、周囲に不快感を与える方など、観光公害——オーバーツーリズムとしてとらえております。この公害に対して、未然に防止しつつ、観光資源を維持していくことは、重要であると考えております。先ほど申し上げられた、きららの森へ来られる来訪者の中でも、写真を撮る方、釣りをする方、原生林を歩く方の間でトラブルが発生しており、自然歩道のパトロール員や段戸湖の管理人が注意していることも聞いております。

また、設楽町の中で考えられる観光公害としては、ごみのポイ捨てや、地域住民が受け入れがたい行為、またはプライバシー侵害、のぞきなどが挙げられます。

設楽町の観光行政では、3つの道の駅を軸に交流人口を増やそうと現在展開しております。

特に、昨年5月に開業した「道の駅したら」は、愛知県で18番目となる道の駅であり、多くの来訪者が来られております。住民生活への被害としては、私有地への立ち入りや、先ほど言ったプライバシー侵害、のぞきなどがあります。そのような行為によって観光地に居住する住民に負荷がかかり、コミュニティや日常生活に支障をきたすなど、場合によっては住民生活に深刻な影響を及ぼすこともあると考えられます。

設楽町では、来訪者のモラルを信じながら、観光地ごとのルールを決め、看板設置やチラシ掲載を行い、注意を促すことは必要だと考えています。看板設置だけでは効果がなく、禁止や制約、義務を直接課すといった手法もあるわけですが、観光客の心象を害し、観光地の評判を下げる恐れもあることなど、慎重に考え、今後の対策を講じることは必要だと感じています。町では、来訪者のことだけでなく、地域住民が気持ちよく暮らせる町として努力し続けていきたいと思っておりますので、御理解、御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

3七原 丁寧なお答えを頂戴しました。未然に防ぐための具体策は何かありますか、と聞こうと思ったのですけれども、看板設置等を考えてみえるということですね。訪れてもらう人に不快感を与える場合もあるのではないかという主旨の答えだと思ったのですけど。身近なところだと、大雑把な枠ですけれども、旧下山村から松平に下りてくる所に、こちらから行くと左側にタワーというか、ポールが立っているのですけど、「マナーの良い方、またどうぞ」と書いてあるんですね。要は、何かというと、マナーの悪い人は、もう来ないでくれということの裏返しをうまいこと表現しているなと思って、そうだよな、と思ったのが1つと。ちょっと前のコロナが収まっていた時期の話ですけど、京都に行ったときに、いろんな場所に、海外のからの観光客も多いので英語の表記もあって、京都を楽しんでいただくにはこういうことはやめてね、というような看板があちこちに立っています。いろいろ調べてみると、鎌倉市なんかでも、こういうことはやめてね、というのがインターネットなんかで調べてもらってもすぐに出てきますけれども、カラフルな看板だったり、昔のかわら版の看板みたいな感じで、景観を損ねないような感じのものにそういうことが書いてあったりします。ぜひ、この場所はこういう人に来て欲しいのだとか、設楽町は、こういう人方に繰り返し来てもらいたいというのがあると思うんですね。それに従ったルール作り、看板設置とおしゃいましたが、そういうことも含めてルール作りというのは早めに行っていく必要があるのではないかと思います。

なぜ、早めに行っていたほうがいいかなと思ったかということ、先日あるイベントに行きまして、そこの主催者の社長とお話をさせてもらったのですけれども、大勢の人に来てもらいたいけど、誰でもいいというわけじゃないと。場が荒れちゃうと困るからオミットしたい人はいるよね、という話をされていて。それは表には出さないですけれども、やはり設楽町としても、先ほどの観光公害でしたっけ、そういった人たちはオミットしていく必要がある。きれいな設楽町を見ていただいて、ああ素晴らしいところだなと、住んでいる人間も、来ていただく人も感じる必要があると思いますので、その辺を早急に、いろんな活動と並行してそういうルール作りをしていただければなと思います。

では、次の質問に移ります。文化庁のホームページに記載されている「伝統文化を活かした地域おこしに向けて（概要）」というものによりますと、「地域の歴史や文化の理解を促進する場として、地域の博物館・美術館の整備・運営の充実は、極めて重要である」とされています。この資料が全てということではありませんが、奥三河郷土館を今以上に積極的に町おこしに活用してはいかがでしょうか。

企画展、特別展と呼ばれるものを定期的で開催し、町内の若い世代の人達や町外からの来訪者に設楽町の自然、歴史といった魅力を伝えていくことは大変有意義なことだという意見を複数の関係者からいただいておりますし、私もそう思い

ます。過去には年1回から2回程度の企画展が開催されたと聞きましたが、ここ十数年は開催されていないようです。何が原因だったのでしょうか。

また、昨年度は郷土館において「設楽の山城展」が催され、現在は9月26日まで「設楽ダム関連発掘調査成果展」が開催されていますが、来年度以降も企画展を定期的に続けていく計画はあるのでしょうか。お答え願います。

教育課長 はい。お答えさせていただきます。議員の言われますように、企画展は地域の文化振興のため——外に向けても、中に向けてもなのですがけれども、極めて重要な取組でありまして、旧郷土館の時代には、地域の自然や歴史、風俗、暮らしなど、例えば山仕事とかや狩猟、米作り、養蚕などの歴史とか、その折々に使われた用具類、また年中行事、民間信仰、戦争期の暮らしなど、多岐にわたる視点で企画展を開催し、多くの方々に御覧いただいております。また、総合センターなどを会場としまして、山家三方衆や佐々木三津三さんとかをテーマに、文化講演会という形で開催したりとか、そうした、施設に呼び込むだけでなく、文化財巡りという名目で複数年をかけて町内全域を回るとか、様々な手法で幅広く展開しております。

平成28年9月末をもって旧館が閉館する直前まで、こうした取組を規模の大小はあっても年1～2回のペースで開催してまいりました。行われなかったのは閉館直前の2か年、片付け作業などがありまして多忙を極めたということで、その時期から新館オープンまでのわずかな期間のみであったということをお理解いただければと思います。

昨年度、新しい郷土館が移転オープンしまして、道の駅の一施設として観光分野とも連携して新たな視点での取組、それから増加した利用者への着実な対応など、新たな環境のもと安定した運営地盤を整えることを優先してきましたことから、郷土館オリジナルの企画展の具体化にはなかなか至らなかったというところがあります。そうした中で、まずは町観光協会との連携のもと、「設楽の山城展」を開催させていただきました。地域の各所に点在する山城を一元的に紹介しまして、町内各所へ足を運んでいただくための足掛かりとしたというところであります。

今年度は、議員にも御紹介いただきましたけれども、8月31日より「悠久の記憶」と銘打って、県の埋蔵文化センター、それからダム工事事務所との共催による、設楽ダム関連発掘調査の成果展を9月26日までということで開催しておりますので、是非皆さまお越しいただければと思っております。

新たな環境になりました。それから、新しい運営体制がようやく落ち着いてきた中、郷土館長や学芸員、保護審議会の会長らと様々な提案・アイデアなど話し合っております。郷土館には町外の方とかや愛好者の来館は多いのだけれども、町民との繋がりが薄いんだよな、といった共通する危機意識があるのですが、そうしたところも踏まえつつ、今後順次、身近なものから専門的なものまで様々な企画を具体化していく予定であります。

例えばですけれども、時期や詳細はこれからなのですけれども、町内各所に数多く点在する指定文化財を紹介させていただくとか、町民の参画により「現地巡り」といった企画などを現在立案中でありませう。

また、観光協会との連携も、これまで同様積極的に行うこととしておりまして、近いところでは11月に五平餅をテーマにしたイベントが開催されるというところから、「ごへい」という名前がついた由来とか、暮らしの中、地域の中で育まれてきた背景とか、風習だとか、そうしたところを紹介したり。また、次年度開催以降になってくると思いますがけれども、町内の山に対する信仰心に基づく伝説だとか、言い伝えだとか、昔話だとか——馬の背岩とか、天狗が各地にいたりとか、そういう伝承されているものがあるんですけど、そういうものをひもといていこうという企画も予定しております。

こうした、施設展示プラス現地を訪れる動機付けとなるような企画も含めた様々な内容を、郷土館として町に誇りを持って、郷土館ならではの視点で——これは、館長の受け売りで恐縮ですけれども、こうしたところをもって文化財保護審議会や関連部局等とも連携し、積極的に企画・立案し、実践していきたいと思ひます。

以上です。

3七原 現在の新しい館長さんは、過去に保護審でしたっけ、入っていたのは。

(発言するものあり)

3七原 ああ、そう。その人にいろいろ話を聞かせていただいて、今回質問を作成させていただいたのですけれども、そのときに、ほかの人からも一緒の場で聞いたのですけれども、かつては企画展というと、いくつかの担当があつて、その中で自然のことならば自然のことについて企画展をやると、次の年には、それをベースにまたスパイラルアップされたものを情報として提供すると、そういうスタンスで行っていたと。目新しいものをどんだんいくのではなくて、一つのものについて深く探求するという、そういうスタンスだったんだよ、ということ。なかなかそういうこともやれなくなっちゃったなあ、という御意見も聞きましたので、その辺、どうなのかなと思つて聞きました。

現在開催されている設楽ダム関連の展示は私は伺いました。いろんなところで調査をしていますので、行ってみると水没地区に住んでいた私としては、見てびっくり、俺んちの下には堅穴式住居の跡があつたのかと。うちの先祖様じゃないよなと思つて見てきたのですけれども。あとは同級生の家の下から縄文土器がそのまま出てきたとか。見ると、こういう歴史的なものが出るんだというのはよく分かりますので。そこら辺は、例えば今回だったら水没地区から出てきているので、そういう方にはダイレクトメールで、こういう企画展をやりますから来てくださいね、と送ったりすると興味をもつて見てくれるのではないかなと思ひます。

試しに、新城に水没で出られた方の所に、ほかの用事もあつたので電話をしたときに、「こういうことを郷土館でやっているけど知っている」と聞いたら、「そ

んなの知らなかったいつまでだ」と言うので、「9月の下旬までやっているよ」と言ったら、「暇なら見に行くわ」ということで。「お金はいらぬよ」と言ったら「わかった」ということだったので。言えば興味が湧くということもあるので、PRということも大事かなと思います。

今後についても、こういったことをいろいろやられると言われたのですが、やはり、PRということも含めてなのですが、あの場所、大勢の方がみえますので、あの場所でそういった企画展をきちんと進めていくということが非常に大事なことかなと思いますが、その辺、郷土館において毎年1回程度、そういった企画展を、さっき言われたのは、いろんなことをやりますよ、と言われたのですが、郷土館の場所において毎年1回程度企画展を継続的に続けていくというお考えはないでしょうか。

教育課長 あそこは、貴重な、新しいものを発信する場でありますので、まずはそこをベースにして、回数は多いに越したことはないのですが、質の充実も踏まえてということで、回数と質とバランスを見ながら、あそこを会場として、なおかつ、そこをポータルとしていろいろな所へ行けるための窓口という捉え方をしながらいきたいと思います。

それから、水没地区へのダイレクトメールとか、そういうアイデアをありがとうございます。そういうことはしておりません。メディアのほうへ投げて、取材に来ていただいたということで、広く知っていただけるかなというところはあったのですが、そういうピンポイント的な視点はなかったもので、今後、そういったところも含めてやれればと思います。ありがとうございます。

3七原 ぜひ、人の多く来るところで、定期的に何かをやるというのは覚えてもらいやすいということを以前……すみません、本当は文献を思い出せばよかったのですけれども、何かを書いてあったと思ってうちで本棚を見たのですけれども、わからなかったのですけど。やはり、同じ場所で定期的に何かがあるよというのだと、人にリピーターとしてきてもらいやすいということが書いてありましたので。誰が書いた、どういうタイトルの本かというのはちょっとわからないのですけれども、そういうこともありますので、定期開催というのを目指していただければと思います。

それでは、次の質問、最後の質問に移ります。

設楽町では、令和2年3月に、前計画からの諸情勢の変化に対応するとともに森林環境、森林資源を正しく保育・管理することを目的に「第2次設楽町森づくり基本計画」が策定され、その後、令和3年3月31日には一部変更がなされております。この中で、森林の持つ機能の一つとして、地球温暖化防止に寄与する旨の記述があります。また、今後の課題として、限られた人材や予算の中で森林整備を進めていかなければならないといった点も挙げられております。そこで、現在国が進めている、J-クレジット制度に参画することにより、正しく管理された森林が吸収するCO₂の量をクレジットに変換し、民間企業のカーボンオフ

セット等に売却することが可能になり、若干なりとも設楽町や町内の森林保有者の森林経営に寄与できるのではないかと考えます。

設楽町としては、J-クレジット制度の町の林業政策、産業振興に対する有効性について、どのように理解し、制度の有効性についてどのように考えているのでしょうか。また、今後J-クレジット制度について町として積極的に参画する予定はあるのでしょうか。お答え願います。

産業課長 まず、J-クレジット制度というものを御説明させていただきたいと思えます。

J-クレジット制度は、省エネ・再エネ設備を導入することで排出削減されたり、森林管理により吸収されたCO₂等の温室効果ガスの量を認証することで、クレジット化し、発行する国の制度となっております。

発行されたクレジットは、自らで排出削減に取り組むことはもう限界だという状態になった場合、それをもっと排出削減したいので、他者の排出削減、吸収実績を買い取りたいという者などに対し、売却することができる制度となっております。

このような売買は、クレジットの創出者と購入者との間で自由取引をすることができ、こういった市場のメカニズムのもと、地球温暖化対策の資金を循環させ、社会全体において、最適に配置させることが目的となっている制度です。

J-クレジットを登録する方法としては、産業課分野の中では「森林経営活動」、又は「植林活動」があり、いずれも森林経営計画に沿って施業する活動が必要条件となっております。

対象となる森林は、基本的には自らが所有している森林か、又は森林経営計画に沿って管理する森林の全部になっていることが条件だと。

実施手順としては、1、プロジェクト計画書を作成する。2、プロジェクト計画書の審査を受ける。3、プロジェクト登録を申請し、承認を受ける。4、森林経営計画に沿って森林を施業・管理する。5、施業実績に基づいたモニタリング報告書を作成する。6、モニタリング報告書の審査を受ける。7、クレジット認証を申請し、承認を受ける。といった順で、約1年以上かけて、クレジットを認証していくという形になると思います。

近隣の先進地事例といたしては、岐阜県可児郡御嵩町が、J-クレジットを1,993t-CO₂を発行しておりまして、御嵩町では、t-CO₂当たり1万円で販売しています。ここでは、販売実績として、30t-CO₂となっています。ですので、30万程度の販売ということですね。

それを設楽町に置き換えまして、設楽町が保有している山林、これ、町有林ということで、約109ヘクタールを活用した場合、初年度から2年目までの調査費用として、約300万程度かかるのではないかとということ参考事例で調査しました。

あと、J-クレジットを設楽町で認証した場合、平均的な吸収量である1ヘク

タールあたり約5t-CO₂で算定しますと、約547t-CO₂ということになります。ですので、御嵩町の販売実績であるt-CO₂あたり10,000円とした場合、それを1万円で掛けることになっております。

J-クレジット制度は、クレジットが創られた地域を知ることができたり、企業の協働による森づくりPR活動などが新たに生まれたり、更なる森林保全への取組に対する支援する意識が高まっていくということが考えます。

今後の展開としては、設楽町がクレジットの創出者側として、町の林業政策や産業振興に対する有効性について、まだまだ調査・研究していく形で進めていきたいとは思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

3七原 お互い同じホームページを見て話をしているので大変話が早いのですが、今、J-クレジットについては、専用のホームページがあるんですね。制度自体は環境省だったり、経産省だったり、林野庁だったり、いろいろありますので、専用の窓口を設けて運営をされております。最初環境省に電話をしたんですけど、どこへ電話をしてもそちらへ聞いてくれと言われるので、違うことを言わないようになっているのだなということ、私もそちらへ問合せをしたりして質問をさせていただいております。ただ、詳しいことになると、どうしても担当の人が直接メール等のやりとり、または来てくれということになりますので、なかなか入口での議論から先に進めないというところがあって残念なのですけれども。

今、教えていただきました、507トンになると、設楽町の町有林を全てCO₂に換算すると。そこでのこともいいですし、長野県の根羽村、広域組合で一緒になっている根羽村は、根羽村の森林組合がJ-クレジットシステムを使っています。J-クレジット制度に参加すると、プロジェクト計画書というのを作るんですね。これは見ていただくとダウンロードできますので、また興味があったら産業課長も見てねという感じなんですけれども、根羽村もあるんですね。根羽村のJ-クレジット制度に関する記述で、概要の中に、「J-クレジットによる収入は、その一部を森林所有者に還元し、森林整備費や管理費として活用し、より充実した森林育成の強化を図る」と書いてあります。主なところは持続可能な山村社会の確立を図ることに使うよとなっているのですけれども、一部は森林所有者にも還元するよということ。森林組合が経営計画というものを基にプロジェクトを作成して、50%が所有者に還元されるのか、そこまでは聞いていないのですけれども、クレジットで還元される部分についてはこういったふうに所有者にも還元されるよということになっています。

私、思うのですけど、今は設楽ダムということがあって水没する所に山を持っていた人が勝ちだよ、なんて水没する我々は言っていたのですけれども、そういった時期も過ぎてしまいますし、山を持っていることの意義というのが、例えば、木を売る以外にも、森林を持っている方の収入になるんだよということになれば、そこはちょっと手助けしてもいいのではないかなと思います。ですので、

例えば、組立てまでは役場のほうでお手伝いをして、後の運営は森林組合さんお願いね、というようなことをしても。森林組合さんが、そんなことは自分でやるよというプライドがあるのならば別の話ですけども、もし、そういったことでちょっと煩雑だなということであれば、そういったお手伝いをするということが非常に有効ではないかというふうに考えます。

もう1つなのですけれども、J-クレジットというのは入札制なんですね。昔から似たような制度があったのですが、今はひっくるめてJ-クレジットという制度にまとめてあるのですけれども、詳しい歴史はまたホームページを御覧ください。J-クレジット制度になってからの1回目の入札というのが、平成28年の6月6日から6月9日まで募集をしてやったのですが、そのときは、総販売量が1,000t-CO₂で、平均販売価格については、t-CO₂当たり510円です。後で、コピーなら差上げます。最新のもの、令和4月11日から18日までの結果ですね、これが、この頃になると細かく数字が出ているのですけれども、同じもので比較をしますと、総販売量が10万t-CO₂。それに対して入札量、これだけ欲しいよと言ったのが17万5,650t-CO₂。もう既に供給する人より買いたい人のほうが多くなっています。でも値段のほうは、先ほど岐阜のほうのがトン1万円という表示がありましたけれども、安いです。実際のところは平均値でいくと、落札価格の平均値が税抜きで1,607円、トンです。ですので、ちょっと安いんですけど、これ需要のほうが多くなっているということを考えますと、今後値段のほうも上がっていくのではないかなと思います。

また、よくありがちな話なのですが、今はなかなか進まないのがなんでかなと考えると、先ほど産業課長の話でもありましたけど、今のところシステム自体が努力目標なんですね。クレジットを買う側のメリットって何と言ったら、環境貢献企業としてのPR効果があるよとか、企業評価の向上になりますよとか、新サービスの差別化ができますよとか。ビジネス機会の獲得、ネットワークの構築ができますよということ。これ、義務化になっていないというか、努力目標でもまた緩いほうなんですよ。ちっとはいいことがあるよという程度のことです。今後、今の自然環境、地球環境なんかを見ていくと、もうちょっとメリットが出てくるようになると思います。この手の制度というのは、よくある話ですが、最初にやったやつが一番利益を得られるんですね。途中から参画して、これでやってやろうと思ってもおいしいところは過ぎちゃったということが非常に多いです。今回この質問をさせていただいたことによって、J-クレジット制度について、かなり産業課のほうでも複数の方が時間を割いて勉強をさせていただいたなということで、それだけでも目的の半分は達成できたかなと思っておりませんが、ぜひとも、こちらのセンターのほうに問い合わせさせていただいて具体的な話をしていただければと思います。

そして、もう1つなのですけれども、こちらは通告していないので情報提供みたいなものなのですから、このJ-クレジット制度というのが、水力発電、

これからもクレジットを創出することができます。実際、山梨県の南アルプス市、元何市か忘れちゃいましたけど、南アルプス市のほうで、プロジェクトの実施者名で、南アルプス市長、金丸一元様の名前で出されているプロジェクトがありますけれども、それは、水力発電をクレジットに換算するというものでやっております。当町でも水力発電のこともありますので、ちょっと勉強していただいて、当てはまるようであれば、こういうことに活用していただくといいのかなと思います。ちなみに、クレジットの価格についても、先ほど言いましたように、この4月に入札があったものでいきますと、森林関係とか、そういうものは平均値で1,607円なんですね。これが、再エネ発電、風力とか太陽光も含まれるのですけれども、設楽町は今小規模水力発電ということをやっていますので、そちらにすると、平均値は3,278円。倍くらいのお金が見込めますし、今回だと、販売量で20万t-CO₂出されていたものに対して、買いたいよと言ったところは47万490トンの入札応募があったということですので、非常にこちらでも有効に使えば財源になっていくのではないかなと思います。

せっかく造る物、せっかくある環境、そういったものを少しでもお金に代えていくという努力というのは非常に大切じゃないかなと思いますので、今後、このJ-クレジットシステム、制度自体も今年の4月に内容が、手続等について煩雑だったものが結構改善されています。モニタリングはこの程度簡単なものでいいよとか。そういうことでお金もかからなくなるようになっていきますので、ぜひこういったものを活用していただければと思います。今まで町としてはやっていなかった制度になりますので、今後の対応というか、どうするのかということがあるのですけれども、最後、町長、この制度について何か思うところがあれば、一言お願いします。

町長 このクレジットですけれども、かなり前、10年以上前にも一度盛り上がったことがあります。少し勉強会を開いた記憶があります。たしか、その時、トヨタ自動車さんが大変前向きで、三重県の速水林業さんか何か山を買って委託をされて、排出ガスの削減ということに取り組まれたと記憶をしておりますけれども、これからSDGsであったり、カーボンニュートラルというところを考えると、必ず必要なものだというふうには捉えております。

今、森林環境譲与税が6年度からですか、本格的に始まるわけですけれども、その中で、一番目立つところは不在地主であったり、山の持ち主が分からない所の維持管理というところをまとめてやりたいと。その中で森林経営計画も立てていかなければというところを目指しているところでもありますので、そういった意味も含めて、このJ-クレジット、私たちの地域にこれから先、可能性のある話だと思えるので、ぜひ町といたしましても一生懸命取組を進めてまいりたいと思っております。

3 七原 大変前向きな答弁をいただきまして、うれしく思います。こういう新しい制度がいろいろありますので、また今後もいろいろ取り組んでいただければ

など。少しでも町の財政に寄与するものだったり、山に住んでいる人間に寄与するものだったりするものがあればいいなと思っておりますので、またよろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

議長 これでは七原剛君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます

次に、10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 一問一答方式で質問します。

初めに、質問通告1の「国保料引き上げについて」逐一質問してまいります。

問1につきましては、以下のようであります。

令和4年度の国民健康保険料は、当初、基金繰入れを行うことで、保険料率を据え置く予定でありました。しかし、国保運営協議会で協議された結果、これが覆り、激変緩和措置をとるものの、令和4年度の保険料率から引き上げることになりました。引き上げ幅は、本算定で一人当たり1万60円、世帯当たり6,925円の増額です。

異例の展開ですが、今年度保険料を抑制から引き上げ——料率改定に方向転換したことの経緯はどのようなか、改めてお尋ねします。

以下、席を移して質問させていただきます。

町民課長 まず、1問目の、「今年度保険料を抑制から引き上げに方向転換したことの経緯はどのようなか」ということであります。

まず、町民課では、令和4年度の国民健康保険料率を据え置くことで予算編成を行っております。3月議会において基金運用することで保険料率を据え置く説明を以前にさせていただいております。

しかし、その一方で令和5年度には基金運用しても保険料率の改定を行わないと歳入歳出の均衡が保てない、そういった状況になることが予想されておりましたので、今年度、国民健康保険運営協議会で令和5年度の保険料率について協議して、被保険者、議会への説明を行う段取りを踏んで、来年度に料率改定を行う予定をしておりました。

その後ですが、6月24日に開催いたしました国民健康保険運営協議会において、本年度の保険料率の決定にあたり据え置き提案を行いましたが、令和5年度に一度に料率を上げるより、保険者の負担軽減のため事務局案に対して1年前

倒しの今年度から段階的に引き上げることとなりました。

これが、引上げに至った経緯となります。

以上です。

10 田中 早い段階で、保険料が引上げをされるということが分かっていたら、それなりの対応ができたと思うのです。しかし、7月15日の議会全員協議会で初めてそのことが報告されて、8月15日にはホームページで告知されています。議会で問題にする機会は奪われた形であります。これは、だまし討ちではないかと思いますが、いかが認識されますか。

町民課長 十分な説明が議会のほうにされなかったことは、十分反省しております。今回、国保保険運営協議会の決定が1年前倒しで行うということになったことで、一番早い議会への説明が7月15日であったこと、その後、8月15日にはホームページにアップしたわけですが、被保険者に対して8月15日に付加決定通知を出す予定でありましたので、どうしてもそのタイミングになってしまったと。結果、議会への十分な説明がされないままで料率の引上げがされたということで、非常に反省はしております。大変申し訳ございませんでした。

10 田中 そういうことは、本当はよろしくないですよ。反省されるということですが、二度とやらないようお願いしたいと思います。

先ほどの国保運営協議会、失礼、方向転換したことの説明の中で、これは7月15日の全員協議会でも同じような内容の報告がされました。その中で気になる報告内容がありました。6月24日の国保運営協議会では、料率据置き事務局案を提案したところ、令和4年度から段階的に料率を引き上げることに決定したと、決定したということが大変気になります。国保運営協議会を決定機関のように扱っている発言であります。運営協議会、これは町長の諮問に基づいて答申する附属機関であって、決定機関ではないと思いますがどうですか。

町長 諮問機関でありますので、そういう扱いだと思いますが、決定されたことを尊重しておることです。

10 田中 町長の答弁は、さすが、議員を経験されたことのある答弁であったと思いますが。諮問機関ですね、決定機関ではないということ、課長、よく認識をしていただきたいと思うのですが。正規の手続で言えば、諮問機関でありますから料率なんかを改訂する場合に、それを国保運営協議会で審議してもらわなければ、それでオッケーが出れば、諮問を是とする答申が出るものですから、それはそのとおりやれるということ。今回のように、諮問と国保運営協議会の結論が違って、実は違う答申をしなければ、つまり、町長の諮問は見直すべきだと、こういう結論だったんですね。それを、本来から言うと、その時点で事務局のほうは国保運営協議会に対して改めて料率改定を今年やるという案、料率案だとかを諮問委員会に諮って、それで了解を得て、そして町長が発表をするという段取りを踏んでいかなければならないと思うんですね。そういう手続がなくて、国保運営協議会の議論にしたがって、町長が、町長サイドの決定機関でありますから、町長が料

率改定案を新しく提案した、発表したと、こういうふうには理解をすべきだと思うのですが、その点はどうでしょうか。

町民課長 今回の協議会の決定を受けて、協議会の中で料金改定を1年前倒しでやるという大枠が、そこで、おおよそ皆さんの意見としてまとめられました。そうしたら、どれくらいに料率を設定をしていくか、基金の残高を見てどういうふうには設定していくかということをお皆さんから意見を伺った上で、書面にて、最終的には3か年かけて段階的に上げるということで協議会の中で決まったものですから、その3か年をかけて料率をどのように上げていくのかというのを、書面上で各委員にお示しをさせていただいて、御意見がある場合は御連絡をくださいという形を、急きよとらせていただいております。また、改めて日にちを設定するという日にちがとれなかったということもありまして、そのような、書面での料率を示して、皆さんに御理解をいただいたという決議をとらせていただいております。

10 田中 非常にやり方が、ずさんと言えばずさんというか、きちんとしていない。正規に手続をとってやったとは到底理解できない。そういうことです。ただし、申し上げますが、決定、決定と言いますが、国保運営協議会は決定機関ではありません。決定権があるのは町長です。執行機関ですよ。だから、町長が決定をして、いいですよ、全然違う答申をもらっても、町長が決定機関としての判断として料率を上げますという発表をすればそれまでだったんですけど、いちおう国保運営協議会の審査を尊重するという立場は守ったほうがいいんでしょうけども、手続的にはそういうふうになるかと思うんです。先ほど、国保運営協議会のやりとりとか、急きよ訂正をする場合の対処方法を報告していただいたんですけども、国保運営協議会の議事録を読まさせていただきましたけれども、どのような議論、特徴的な議論はどうだったでしょうか。

町民課長 2番目の質問ということでよろしいですね。

先ほどの答弁と重なるところもありますが、御了承ください。

協議会のほうには、本年度の保険料率を据え置いても、翌年度、令和5年度には基金を使い切ってしまうと収支不足となるよと。また、なおかつ直近の医療の給付費の増加に伴う県の納付金本査定結果を踏まえると、料率を据え置くためには、これまで以上に基金の繰入れが必要であるということをお説明した上で、委員の皆さんの意見をお伺いしました。

特徴的な意見として、いくつか手順を追いながら、問題を整理をしながら話し合いを持ちました。

まず、収支不足を一般会計からの繰入れで賄うことは、保険事業の健全運営面からして赤字とみなされるため、一般会計からの繰入れはしないという方向でまず話が進められております。

続いて、保険料の引き上げにつきましては、一度に上げるのではなく、激変緩和策として段階的に数年かけて引き上げるという議論がされております。引き上

げる目標としては、愛知県のほうから示されます標準料率というのがありますが、これが収支のバランスがゼロ、基金繰入がなくてもゼロになるという率が愛知県のほうから示されますので、その標準料率に向けて3年かけて引き上げるといふこととしております。

続いて、料率の見直し時期、これについては、令和5年度から段階的に上げようとしても基金がなくて段階的な見直しができません。そういったことから、本年度からの料率の見直しとなりました。

あと最後に、保険料率は直接的な関係はありませんが、結局医療費が高くなってきているということもありまして、医療費を抑えるには、重病化予防の取組が非常に重要で、健診結果を基に重病化リスクの高い人に受診勧奨をしたり、早い段階で医療機関において症状をコントロールする必要があると、そういった専門家の御意見もいただいております。

以上になります。

10 田中 私、国保運営協議会の会議に何度か出席したことがあります。私は、委員が進んで上げを提案するようなことは住民代表として大変残念な対応だと思っております。議事録によれば、課長が読み上げたその先に、大変ショックなことが書いてあるんです。委員の名前は言いませんが、こういうふうに言っているんです、ある委員がね。「保険料については、この会が決めていくこと。この会で全員で決めたと見えるよう最低限守らなければならない防波堤は作っておかないと、それで保険料が上がるのは仕方のないこと。一般会計からの繰入れがあつて良いという考えがこの会にあると良くない」こう始めまして、実は、どうしたら議会の同意を取りつけられるかということが複数の委員から作戦伝授が事務局にされまして、それで全協の発表になったと思うんですね。これはちょっと異常なことだと思うんです。協議会の権限を逸脱しているのではないのでしょうか、議会対策なんていうことを相談するということが。どうでしょう。

町民課長 今回の料率改定にあたって、協議会の冒頭の中で、事務局、私から令和5年度から上げを行いたいという中で、被保険者の皆さん、あるいは議会の皆さんへの説明をした上で、最終的に予算を認めていただけるのは議会の皆さんになりますので、そういう段取りを踏んだ中で令和5年度上げを、という御提案をさせていただいております。これは何度も御説明したとおりがざいですが。そういった経緯がある中で、1年前倒し、この会の意見がそちらに流れていくときに、議会の説明も不十分、被保険者への説明もなかなか時間的にもとれないというような話も出していきながら、話の中で、一つの案としてそういう議会の皆様への話の段取りとか、そういったものは私も心配でしたので、そういった御提案をいただく中で、それを参考に進めさせていただいたわけです。

10 田中 議会対策というのは、執行部がやる話です、これは。国保運営協議会が議会対策をやったらおかしくなります。附属機関としての性格上。それで、そこら辺がまだ町民課長、理解していただいていないかもしれませんが、答えが出ている

んです。国保運営協議会規則第3条で、協議議会の審議事項はどのようなものがあるかというのが出ております。それをちょっと読み上げていただきたいし、議会に対する対応策を練るといようなことが書いてあるかどうか、確認してください。

町民課長 ちょっと手元に規約がありませんが、規約上、そういった表現があるものではないというものは理解しております。

10 田中 そんなことを、なんで質問者が説明しなきゃいけないんですか。

3条。「協議会は次の事項について審議する。1、事務負担金の負担割合に関する事項。2、保険料に関する事項。3、保険料給付の種類及び内容に関する事項。4、その他町長において重要と認められる事項。」これだけなんですね。

今読み上げたとおり、審議事項にありません。議会対策を検討するなど、全く私は遺憾と思いますし、許されるべきものではないと考えますが、その点、課長はどのように考えますか。

町民課長 私の立場からいって、大変申し訳ありませんでした。申し訳ありません。

10 田中 では、3番目の質問です。

国保加入者の多くは、年金暮らしの高齢者や低所得者です。国保の保険料は社会保険や協会健保と異なり、構造的に高くなるようになっていっている。これは今まで申し上げてきたとおりであります。それで、負担はもう限界にきていると言われております。そのような人たちの健康と生活を守るためには、保険料をこれ以上上げることは避けなければならないと思いますが、国保行政に、加入者の生活状況、経済状況への配慮あるのか、伺います。

町民課長 今回の料率改定にあたって、国保料は法に基づいて、あるいは町の条例に基づいて料率のほうを決定させていただいております。その中で、生活状況、経済状況への配慮はあるのかということではありますが。今回配慮といえ、来年度一度に上げることなく、段階的に3か年かけて上げるというのが配慮といえ、配慮にあたるのかなと考えております。

10 田中 町民の健康を預かる町民課長の答弁としては、たいへん頼りない答弁です。絶対守るんだというような気合いで、この国保行政を進めていっていただきたいと思うんです。

で、私調べました。前回の料率改定、平成30年ですね。これ以来一人当たりの保険料を調べてみますと、料率が一定にもかかわらず、ほぼ、年々減額をしています。これは国保加入者の所得が年々下がっていると。また、短期保険証の発行は、毎年2～3件あり、滞納世帯も50～30世帯の間で高止まりをしております。月に直せばわずかな保険料増額といっても負担増は加入者にとって痛いわけです。加入者の生活状況、経済状況に本当に寄り添っているのか、再度お聞きします。私、財政至上主義で国保行政を進めていただきたくないと思っておりますが、いかがでしょうか。

町民課長 国保を運営する上で、財政を無視ではありませんが、そこを無くして運営

はもちろんできないと思っております。そういった中で、今まで基金がありましたので、基金を繰入れながら皆さんの料率を平成30年から据え置いてきております。ただ、要の基金がこれでなくなるという今までにない状況の中で、どうしても基金繰入れが出来ないのならば、一般財源をという話もあるわけですが、あとの質問にもかかってしまいますが、どうしても赤字財政とみなされた場合、国・県の指導が非常にここ数年で強くなってきていることを考えますと、県が示す標準料率に少しでも近づける中で、国保の財政の安定した運営も一番大きい重要な一つの課題であると思っております。そういった中で、財政も考えながら、今回上げるという形をとって、皆さんに負担が増えてしまったわけですが、その辺は御理解をいただきながら、どうかお願いをしていきたいと考えております。

10 田中 今ねえ、コロナ、それから物価上昇、町民の生活は楽になっていないというか、どんどん苦しくなっていると思います。基金の繰入れや、それが枯渇したときには一般会計からの繰入れをちゅうちょなく行うべきだと思います。今まで議会で、今はしないが枯渇したときには一般会計からの繰入れをする旨の答弁は繰り返しいたしているところです。

今回の料率改定は、「当該年度は基金充当を行い、値上げしない」、それから、「基金が無くなったら一般財源を充当する」などの過去の議会発言と異なる、矛盾した対応ではないか、お答えいただきたいと思えます。

町民課長 「当該年度は基金充当を行い、値上げをしない」、「基金が無くなったら一般財源を充当する」、そういった過去の発言と矛盾をしていないかということがあります。

当時、基金運用しながら、例えば地方消費税交付金の一部であったり、普通交付税保健衛生費のうち国保助成分を一般会計から繰り入れて保険料の安定化を図り、料率を上げないようにすると、そのような説明を行っております。しかしながら、国・県からはこれらの繰入金は、法定外繰入金となり赤字とみなされます。ここ近年、国・県の法定外繰入れに対する指導が強くなっており、設楽町においては令和3年度、昨年度ですが、町独自の子どもの均等割り減免による一般会計からの繰入金も子育て支援のための繰入金というように県のほうに説明してきたわけですが、これも法定外繰入れと、そういった指導を受け、最終的に基金からの繰入れで対応したという昨年の事例もあります。

法定外繰入れを行い、赤字となった場合ですが、赤字の削減・解消に向けた基本方針、目標設定、取組等について県との協議を行ったうえ、そういった計画を策定する必要があります。

過去の議会発言と矛盾していることの御指摘ですが、先ほども御説明いたしましたが、遅くとも令和5年度には基金がなくなることが予想され、なおかつこのように法定外繰入れに対しての指導が強くなっていく中、保険財政の健全化を図るため料率の引き上げを決定するに至ったと。

ただ、現在、国の保険料の負担が50%となっておりますので、今後の状況を踏

まえ、この負担率の見直しなどについて国に要望するなど、検討をしたいと考えております。

以上です。

10 田中 一般会計の繰入れについては、いろいろ言われているのですが、平成29年6月議会町民課長答弁では、こういうふうに明言しております。その当時、「納付金額が保険料収納額を上回ることはないと考えられます。しかし、納付金が保険料収納額を上回った場合には、その財源の確保が必要となりますので、国保運営基金の活用、県基金からの借り入れ、一般会計からの繰入れ、または、後年度からの繰上充用などの対応が考えられます」と。こう答えておられましたですね。こういう、約束や議会で答弁をしたことは守らなければいけないと思うんですね。約束や言ったことを守るといのが行政の基本ですから。それがなければ、町民から信頼を失います。

そこで、町長いきますよ。せめて一般財源充当を一回ぐらいやってもらいたいものですが、どう考えますか。その用意はありますか。

町長 お答えさせていただきます。状況については、今課長のほうから説明したとおりであります。

一般会計から繰入れて、ということも政策としては考えられないわけではありませんが、これ、一般会計から繰入れをしますと言ったのは私ではありませんが、そういうことも視野の中には入っていないわけではありませんけれども。私今、懇談会をさせていただいております。将来の財政を見ていったときに、きちんとスリムになっていく必要があるという説明をさせていただいております。その中でやはり負担をしていただくべきは、負担をしていただきたい。将来を見て必要なものはしっかりとお金を使ってやっていかなければならない時代になっていきますので。そういう意味で、今のところ一般会計から繰入れをするという考え方は持っておりません。

10 田中 町長は、町民を失望させないようにやってください。今の答弁は、納得できません。

次に、通告の2、もう時間が無くなってしまう。「学校給食のセンター化について」質問をします。

学校給食調理員の募集をしたが採用にいたらず、将来の慢性的な人員不足が予想されるという理由で、自校方式の調理場を廃止し、2か所の共同調理場、最終的には1つの共同調理場にするという構想が、過日示されました。

9年間、つまり、小学校1年から中学校3年までですが、毎日食べ続ける学校給食。子供たちの心身の成長や発達に与える影響は小さくありません。自校方式の学校給食は原材料から手作りの献立を提供するだけでなく、ひじきやサバのみそ煮など子どもたちの大好物メニューが含まれています。

近くて、作り手の顔がわかり、温もりのある給食は「食育」にもつながり、災害時は学校が避難場所となることから、温かい炊き出しが提供できるなど、調理

場の「自校方式」は優れた方法であります。給食に「地元の食材を優先的に使うべきだ」と、こういうふうを考えている人も大多数を占めます。食を通しての教育、地産地消、災害時の対応などを考えると自校方式が望ましいわけで、拙速に調理場の全町一本化を進めるのには慎重でなければなりません。センター化は、自校方式の優れた面を継承できるのか、お尋ねします。簡潔にお答えください。

教育課長 回答させていただきます。

現在の自校調理におきましては、例えば誕生日給食とかセレクト給食といったお楽しみ企画、それから地域の農産物や加工食品などを取り入れた給食など、今議員が言われたようなものも含めて地域の資源を知るといった創意工夫を学校ごとに取り入れております。

児童生徒が日々の給食に期待し、また自然な地域の学びを得る機会にもなるよう、食育という面も含めてですね。栄養教諭や調理員共々鋭意取り組んでいるところでもあります。

こうした中、町は子どもたちへの安定かつ安全安心な給食提供のため、調理場の統合も検討することとしました。

調理員や学校栄養教諭など現場の方々に対しては、7月当初からの地区懇談会での説明とタイミングを合わせる形で、概要を説明するとともに、課題や疑問等を整理していただき、8月に開催した調理員研修会にて質疑応答や意見交換を行い、今後の円滑な調整に向け情報共有を行っているところであります。この協議の中でも、現行のオリジナリティのある献立や学校行事等に合わせたきめ細やかな対応は維持できるのか、といったような声もいただいております。

今後、仮に2つの調理場、あるいは完全なセンター化となった場合、小規模校ならではの創意工夫ある給食を今と同じレベルで提供することは、調理行程の複雑化や時間的な制約等により難しいかもしれません。しかしながら、個々の児童生徒の誕生日給食は厳しいとしても、今までの自分の学校エリアの枠を超えた町内各所の特産品を活用したりとか、季節や伝統行事などに合わせた献立にするとか、例えばアンケートを取って献立を決めるといったような、別の形での創意工夫は、仮にセンター化したとしても今よりも調理員や担当教員の負担軽減が図られるとすれば、より現実的に対応していけるのではと考えます。また、温かいまま、冷たいままの給食提供についても、相応の保温保冷機能を有した食缶を用意する等によって対応可能ではと考えております。

調理環境が変わっていく中でこういった取組ができるのか、今後も継続的に調理員や栄養教諭らと話し合いを進めていくとともに、専門事業者や有識者などアドバイザーも活用して検討するよう取り組んでまいります。

10 田中 聞くところによりますと、派遣調理員を派遣業者に依頼した後に町内で応募があって採用された。また、派遣で来た人も、結局町内募集で採用された人であったと聞きます。調理員確保に、まだやりようがあることを示唆しているのではないのでしょうか。本当に調理員確保に万策尽きた結果の1か所のセンター化構想

か、お尋ねをします。

教育課長 衛生対応の厳格化とか、異物混入への対応など、徹底管理にかける業務負担は本当に年々増加しております。そうした中、山嶺教室への給食提供が始まりました。それから、コロナ禍ゆえの突発的、かつ本当に長期にわたる出勤停止など、現場の状況は極めて厳しい状況になっております。

また、調理員1名による、いわゆるワンオペ調理場においては、ヘルプのという言い方をさせていただきますが、臨時調理員がうまく確保できない場合には、ほかの調理場との連携、応援態勢が不可欠であるなど、安定かつ安心安全な給食提供のためには、調理場の統合も対策の選択手段として検討して備えなければならぬとの考えであります。調理員の募集については、なかなかいい結果につながらず、現場にはかなりの負担を強いることになりまして、それが給食献立、つまり、児童生徒の皆さんにまで影響が及んでしまっているということは、大変心苦しく思っております。

フレックスな勤務時間にも応じるような応募の要件を見直したりとか、直接お声掛けをしたりとか、町外、県外にも相談をかけたとか、様々な形で可能性を探る中、応募数はゼロではなかったのですけれども、その時点では、短い期間で早期リタイヤされる方もおりまして、そうしたことも相まって厳しく大変な職場といったイメージが流布されたかもしれないです。

調理員については、今後も継続的に募集を行っていきますけれども、複数の調理場の施設修繕とか、調理器具等の更新など、経年劣化に伴う経費負担も想定されます。そうした部分の調査も行った上で、効率化とか費用対効果なども考えて、センター化構想の可能性を検討し、備えるために進めるものであります。

10 田中 あと、7～8分ですから、御協力お願いします。

応募がないのは、仕事がきついのに給与、待遇の面で劣悪であることが原因ではないか。また、派遣調理員と既存調理員との間の給与格差、派遣労働者の方が、給与・待遇面で良いということになれば、そのような格差は職場内でのあつれきを生まないでしょうか。

そこで、あらためて、調理員の給与や待遇面の見直しを行って、自前で調理員を確保できる前提条件づくりに努力をするべきではないか。行政職2-1級、2級でしかない調理員の給与体系、その他待遇を改善できないでしょうか。

教育長 検討のなかではもちろん、給与面のことも十分検討をしておるわけなのですが、調理員さんだけ上げるわけにはいきません。ほかの、一般職員もそうです。ほかの会計年度任用職員さんもそうです。ということで、なかなかすぐに調理員さんだけ給与を上げて対応するということは、役場の仕組み上、地方公務員の仕組み上、無理です。ですので、何かの例えば特別な手当とかということも検討したいと思いますが、今検討してすぐに答えが出るものではありませんので、それは十分検討の中には入っています。

10 田中 3つ目の質問ですが、温もりのある給食の提供、食を通しての教育、地産地

消、災害時の対応、それから、中学生、小学生、保育園児の食事の献立、調理はおのずから異なるものであると考えますが、等々を考えますと、町域を一か所の調理場でカバーするのは無理であり、せめて2か所に留めるべきではありませんか。お答えください。

教育課長 お答えします。調理場を一つにすると考えた場合ですけれども、配送時間や効率性を考慮しますと、場所は田口地内となるのが現実的かと考えております。ここから各地区への配送に、例えば時間的に約20分程度、それから、それに加えて積み込みとか積み下ろし、配膳等の時間を加えると30分プラスアルファの所要時間と考えます。こうした時間を要する中で、いかに自校調理同様の給食の質を維持するか、またその配送に要する負担軽減のための人員配置だとか、更なる配送トラックの追加整備が必要だとか。その他、場合によっては学校の時間の調整、カリキュラムの見直しも必要となってくるということが考えられます。しかしこれらは2か所に留めたとしても、例えば津具・名倉間を例に挙げますと、同様のことが生じることは想像されるというところであります。

先ほど説明しました調理員達との意見交換の中でも、これらの心配とか不安というのが、本当に多くの方からが出されております。調理場が1か所の場合、2か所の場合それぞれの対応の違いもシミュレーションした上での意見も出てきております。申し上げておりますように、様々な状況を想定して、シミュレーションを行って、専門のアドバイザーを活用して幅広く現場の意見等を伺って、課題を洗い出して検討を重ねて、適切な対応、それから運用スケジュール等を固めていくことで、方向性をよりしっかり固めて、具体的に判断しなければと思っております。

以上です。

10 田中 最後の質問になりますけれども、調理場を1か所にするのか、2か所にするのか、これからの検討だということのようでありますけれども、これは、2か所にすべきだと思うのですが、少なくともね。教育長はどのようにお考えでしょうか。

教育長 私としては、今課長がそれぞれの調理場を伺ったりとか、一同を集めてお話し合いをしたときに、まだすごい不安な意見がたくさんあります。それは1つであろうが、2つであろうが、どちらもそうです。ですので、まずは、働く人、第1は子供たちの給食ということで考えておりますので、今、田中さんがおっしゃった、2つにするのがいいとか、1つがいいとか、私はまだ結論は出ておりません。これから結論を出して、またお知らせしたいと思えます。

10 田中 これで、質問を終わります。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

議長 次に、8番、高森陽一郎君の質問を許します。

8 高森 議長からお許しをいただきましたので、始めます。

私の質問は、2つございます。1つは、7月に質問すべきでしたが、濃厚接触者になってしまいましたので、ちょっと遅れましたが、賞味期限切れの感じもしますが、質問させてもらいます。

1、「議会、名倉地区懇談会で提起された、①投票所削減とその対応についてと、②旧名倉保育園利用に関する要望について」

2、「3年後或いは数年後という近い将来に起こりうる火山災害と南海トラフ地震災害に対する山間地に位置する当町の備えについて」です。

一括方式でお願いします。

件名1、「議会、名倉地区懇談会で提起された、①投票所削減とその対応についてと、②旧名倉保育園利用に関する要望について」

質問要旨。名倉地区の議員2人で夜7時の集会に参加出来そうな地区住民の家を訪問して30名の参加を見込んでおりました。参加された皆さんよく発言してくださったと思います。

40年ぶりに長野から帰省された、将来帰郷されるという名倉生まれの男性から、母が一人暮らしで、足が無いので遠くの投票所に行けないので棄権したと聞いたが、母の選挙権が奪われてしまったという危機感はある。じっくりと住民の声を聴いて検討すべきでは、という意見表明がありました。教育文化の水準の高い長野県、信州育ち、名倉生まれの母想いの息子がポロリと愚痴をこぼして言ったこの言葉、心に沁みませんか。私も前回、住民の声をいくつか選管責任者にお届けしました。自力で投票所に行けることの保証がされていない、公民権の切捨て、これは正しく憲法違反ではありませんか。名倉の人は優しいから皆さん我慢をして不便を飲み込んでしまいます。

①投票所の削減と住民の投票行動を後押しする手当、対策はいかがかされましたか。この度の参議院議員選挙でどのような対応策を実施されたのかお示し願いたい。

②旧名倉保育園利用に関する要望です。今、ボランティアグループが通年の使用を目指して活動しております。名倉には児童館や、図書館やちょっとしたグループ遊びに使用出来る公共施設がありません。平日に気楽に立ち入る事のできる施設として、耐震補強工事等の実施を条件に除却費用の積立てが満了するまで名倉地区の住民組織に無償貸与していただきたいと願っておりますが担当課の将来の見通しと予定をお示し願いたい。

次まいります。件名2、「3年後或いは数年後という近い将来に起こりうる火山災害と連動した南海トラフ地震災害に対する山間地に位置する当町の備えについて」です。

東三議員研修会が8月2日にあり、山岡耕春教授から火山の無い県の火山防災の講義を受けました。日本列島は、北米、ユーラシア、フィリピン海の3プレートがぶつかり合って8,000メートルの深いトラフを形成し、地震の巣になってい

る。東海、東南海、南海の巨大地震の発生と連動して発生し得る海底火山の噴火による、先回のトンガの海底火山の数倍の規模の津波の発生が想定されるという恐ろしい結論に到達してしまいます。小笠原諸島、八丈島、伊豆大島、箱根富士火山帯と、阿蘇山、長崎雲仙普賢岳の山体膨張マグマ上昇による爆発型の火砕流、桜島、トカラ列島、フィリピン、インドネシア、トンガの巨大な環太平洋火山帯が活発な動きを見せてきています。山岡教授は小松左京の小説日本沈没のTBSリメイク版の地震学監修を務められている。

2011年の東日本大震災では、海底で崖崩れが確認されており、日本列島近海で発生する火山、或いは海底火山の噴火の振動により岩盤の下支えのない東京23区はずるっと東京湾に沈み込む確率はかなり高いものとなりましょう。それに追い打ちをかける巨大津波の襲来、その波は伊勢湾岸にも及ぶこととなり、海岸沿いの原発、火力発電所は壊滅的な被害を被ることとなりましょう。

①東海、東南海、南海トラフ地震が発生した時、首都機能の喪失、巨大津波による都市部の電源喪失による通信手段の喪失、新幹線等の交通アクセスの壊滅的な被害の中で、町外の罹災者の受け入れを真っ先に実施しなければならないと思うが、仮設住宅や折り畳み住宅等ストックはどうなっているのか。設楽町が一自治体として機能していけるのかについてどのような認識をお持ちか説明願いたい。

以上、2点でございます。よろしく申し上げます。

第1回目の質問を終わります。

総務課長 まず最初に、投票所の件につきまして、選挙管理委員会書記長の私からお答えします。

地域の中には、お話にあったような方がいらっしゃることは承知しています。しかし、再編する際に御説明させていただいたように、人口減少ですとか、職員数の減少、その他もろもろの影響と災害時の対応も考慮いたしますと、今までどおりの投票所の運営は難しいということから、投票所の再編を行ったものであります。議員が以前、一気に減らしすぎというお話をおっしゃっていましたが、もう少し数を増やして設置したとしても、その場所から外れた方は移動が必要になるということで、問題のすべてが解決することは非常に難しいことと考えております。この問題を、少しでも解決するということで、選挙管理委員会では当日の移動支援を行うことといたしました。事前申込みが必要ですが、ぜひ、この制度を御活用いただきたいと考えております。また、選管としても積極的なPRを続けていきたいと考えております。

直近の参議院議員選挙では、利用の可能性のある方114人に対しダイレクトメールで案内をさせていただきました。利用された方は8名でありました。ちなみに、御質問の中にありました名倉生まれの男性の母親の方もこの114人の中に含まれております。まだ、案内に漏れがあるかもしれませんし、更に申込みやすい環境を作る必要があると思っておりますけれども、これからも丁寧な案内を心が

けていきたいと思っております。

なお、御質問の中に「選挙権が奪われた。公民権の切捨て、憲法違反」というような言葉がありましたけれども、権利をはく奪しているというものにはなっていないと思っております。できる限り権利を行使しやすいよう、選管としても努力をしていくつもりであります。

社会、それから生活の高度化、多様化に伴い、住民ニーズも多様化しております。これらすべてに手厚く対応できれば理想であります。予算にも人的パワーにも限界があります。この辺りを御理解いただいて、自助、共助、公助、それぞれを活用、協力しながら、持続可能な社会の構築を考えていきたいと考えております。

続きまして、旧名倉保育園について、総務課長としてお答えいたします。

旧名倉保育園は、令和3年3月に策定いたしました「設楽町公共施設等総合管理計画」において、施設設置後40年以上経過していることから、除却する計画となっており、今後、地区の皆さんに説明に何う予定になっております。

現在の状況は、耐震性が無く危険であるため、園舎の利用は禁止させていただいております。園庭については、地区の住民からの申請により、地区住民の方が集える場所として、普通財産の目的外使用許可をして利用料免除で利用をいただいております。

高森議員の言われる「耐震補強工事などの実施を条件に除去までの期間に無償貸出しできないか」、ということについてでけれども、まず1点、現在のままでは危険であると。耐震補強等を実施していただければ園舎の貸出しということも考えられますが、耐震補強は一般的に1平米あたり10万円～20万円ともいわれております。この園舎については、約400平方メートルありますので、耐震補強にかかる費用としては莫大になることが想定されます。正式に設計等を計算したものではありませんが、今の単価でいうと4,000万円以上みたいな数字が考えられます。でありますので、そのような話があったかもしれませんが、この件については現実的ではないというふうに思っております。

もう1点、地震災害についてお答えいたします。

設楽町で仮設住宅、折り畳み住宅等のストックはありません。仮設住宅の建設に関しては、市町村は建設候補地の確保、完成後の入居・管理業務を行いまして、県が市町村の要望に基づき、設置戸数や建設方針の決定、建設工事の発注、完成後の検査など、仮設住宅の供与に関する業務全般を行うこととなります。

被災町外者の受入れは基本的に県を通じて町に依頼があります。その際には事前に受入れ可能数——これは、町営住宅などの空き部屋の数などが含まれてまいりますけれども、そういったものの調査がありまして、その数に応じて県から依頼がされることになろうかと思えます。

仮設住宅の件とは少し違いますけれども、設楽町と掛川市は、原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定を結んでおります。この協定では、

掛川市民の受入れを町内の避難所で行うということになっています。これに基づき、今回質問のような災害でも避難所を一時的に掛川市民に提供することは可能となると考えております。あくまでこれは仮設住宅ではなく、避難所としての話であります。

災害発生時には、設楽町業務継続計画——BCP計画に沿いまして、適切な初期対応と業務継続を両立できるよう、できる限りの準備をしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

8 高森 先ほど、加藤議員の質問で、大概のことを教えていただきました。特に選挙関係に関しては、移動支援、その他いろいろ教えていただき、大体の対応が分かりました。

私も実は、かなりガクンと投票率が下がると気にしていたのですが、案の定4%近く下がったという話だったのですが。今お聞きすると、114名の方にDMを出されて、そして、その中の8名の方が応募をされたというのですが、これ、もう少し移動支援というのを濃密にして、通常に移動支援をしている人は、必ず投票時には期日前投票所か当日の投票行動を保障するというような、もっと前向きな提案がなされて、それを町のほうで支援をするという形があると非常にいいと思うのですが、それに関してはいかがでしょうか。

総務課長 もっと濃密な援助をとということでもあります。申し込んでいただければ移動支援をさせてもらうということでPRをしているのですが、それでも、「もっと濃密に」というと、何をそれ以上、という気がしないわけではなくて、その辺、気を遣って御案内させていただいているつもりなんです。結果、8名という数字になっております。よろしくお願いいたします。

8 高森 私が言う濃密とは、例えば、通院、病院に行かなければ命に関わる、そういう切迫した状況で移動支援とかを利用している方は、それが人生の全てですのでそこに命がかかっています。だけど、投票になると、雨が降ったから行かなくていいわ、とか、それぞれ個人の理由で、今日は息子が来ないから行かないとか、いろいろ発生すると思う。そうすると、まあいいわ、というところに流れてしまうので。もし、今までどおり近くに投票所があれば、「姉さん、いこまい」と必ず誰かが誘ってくれたので、そういう濃厚な人間関係の中に投票行動が促されると思うのですが、バスッと切られて、そういう通院のための移動手段を利用して投票に行くのはちょっと申し訳ないなど、そういうふうなところで遠慮が出てくる可能性があるということで申し上げたのです。それは、それで結構です。

それで、この数字からすると、百十何名ではなくて、実は300名近い方が辞退をしたのではないかと思います。私も聞いてみると、投票所へ行った人もいますが、期日前に行った人もずいぶんいました。しかも息子や娘が来た日にそのまま乗っけてもらってとか。そういう感じで、今期日前投票というのは宣誓書にきちんと宣誓をして、「私は投票します」ではなくて、気楽ににあの日は都合が悪いとか、そういうざっくりばらんな理由で投票ができるような、そこまで期日前投票

というのが一般化していますので、その期日前投票をさらに気楽に利用できるような形をもう一度考え直して。例えば、私前に言いましたけれども、前日とかその前に、選挙の支援チームを作って投票箱を運搬して地域ぐるみで投票をしてもらうとか、そういうきめ細かい対応ができればいいかなと思いますが、その辺いかがですか。

総務課長 皆さんに気楽にといいいますか、選挙に参加しやすい状況を作るということも非常に大切であるとは思いますが、一方で選挙は厳正に行われなければならない。そのために、立会人の人数ですとか手順も決まっております。そういう制約のある中で、なるべく投票行動を後押しできるようにということで、臨時の期日前投票所というのを設けさせていただいております。投票箱を動かしてということは、制度上できないというか、何時から何時まではどこでやるということは告示をする必要があります。ですので、そういう計画に基づいて、午前中は三都橋、午後は豊邦というような時間設定をさせていただいた上でないと、臨時の期日前もできないというような制約もあります。その辺も加味した上で、選管としてなるべく投票行動を後押しできるような、そういう制度ということで制度設計をいたしまして、今現在に至っているところであります。御理解をお願いしたいと思います。

8 高森 今、課長は非常にいいことを言ってくださいました。要するに期日を事前に指定して、時間、時間の移動投票所を開設しますと、そういうふうな通知や手段をもってやれば、きめ細かい投票活動の援助、支援ができるということをおられましたので、その辺のことを、もう一回、今回の参議院選挙、その他の選挙を踏まえて反省をしていただいて、住民に優しい選挙活動ができるような体制を作っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから、次の、2番のほうに移ります。

あ、失礼、名倉の旧保育園の利用に関してですが、ありがとうございます。たしかにいろいろ問題があります。ただ、園庭を利用して遊んでいるときに、やはり避難をしていく屋根があるので、屋根だけの掘っ建てみたいな、そういうようなものを設置することも、ある程度あそこで遊ぶ人間としては緊急避難的に必要かなと思うので。そういう部分の建物の利用とか、そういうことができればなと思っていましたので、そういうことを申し上げました。

それでは、2番目いきます。

東南海トラフです。これ、実は何回も私もいろいろ調べるのですが、全容がわからないです。さっき言ったように、東海沖と東南海、それと南海、非常に2,000メートル以上になる長いところで発生する地震をどう表現するかということで難しい。一説には34万人くらいの方が亡くなると、そういう数字も出ておりますし、中京方面に関しては2万人以上とか、とにかくかなり大きな数字が出されているので、そのときに、私たちも当然大きな災害を被る発生がありますので、そのときに、少なくともこの地域はある程度安全な平地が多いので、そこに町外

から逃れてきた人たちが緊急避難できる場所が欲しいなと思って、こういう質問をしました。幸い、設楽町には、そういう折りたたみ関係の、即席の住宅は無いそうなのですが、避難所として受入れができるという掛川市との協定があると聞いて少し安心しました。やっぱり、こういう災害時には、お互い助けあいということが1番大事ですので、常時、災害を受ける前に掛川の方に来てもらって、設楽町と行ったり来たりして、移動手段とかも考えながら、もう少しきめの細かい受入れ態勢、想定もあっていいかなと思います。その辺の避難訓練とか、そういうものの行き来はいかがですか。

総務課長 掛川市とは協定までは結んでおりますけれども、そのような具体的な訓練というところまでは、現在はありません。

8 高森 別に訓練でなくてもいいですが、例えば、設楽町と田原の議員の交流みたいに、そういう議員間の交流でも結構ですけれども、掛川からここに来るにはどうしたらいいか、登っていく道筋とか、その辺のこともあるので、知ってもらって、向こうからもここは危険だとか、そういうふうなことによって、ある程度現実的な対応ができるようなことも考えてもいいかと思うのですが、その辺のことにに関して、もう一言お願いします。

総務課長 掛川市とは、原子力発電の災害の場合を想定であります。その場合には、掛川市のほうで相手方町村を、掛川の何地区の方は設楽町へみたいな話まで、掛川のほうで整備がされております。それで、避難があった場合には、まずは一旦平地といいますか、そこで避難をされて来た方の健康状態を検査をして、受入れ可能な設楽町の避難所に入ってもらおうというような流れで、想定はされています。ですが、具体的な運用といいますか、そこまではいまのところ動きはありません。また、掛川のほうから話があれば、それに対応をしてまいりたいと思います。

以上です。

8 高森 最後に、町長一言お願いします。

この津波が来ると、たぶん津波が30メートルとかという、東北大震災も30メートルの高さがありましたけれども。しかし、蒲郡あたりは、5～6メートルの防波堤でやっとなんか波が持ちこたえられる、そういう状況ですので、相当、豊橋、蒲郡、ずっと三河湾は吉良のほうをはじめて被害がひどい可能性があるのですが、そういうときに関して、設楽町としてはどんなふうを受け入れできそうか、お考えになったことおありでしょうか。

町長 可能な限り対応はしていきたいと思って考えております。災害ですので、起こらないのが一番いいですが。近年、想定外という言葉は使うではないということでもありますので、いろんな場面を想定してやっているわけでもありますけど。今懇談会でも話をしておりますけれども、とにかく住民の皆さんにも備えていただくということ。自分の命は自分で守っていただくということ、備えてください、ということをお願いしているところでもあります。私どもの体制のほうもきちんと備えてまいりたいと思っております。

8 高森 災害に備えるという、力強い言葉をありがとうございました。我々もそれを肝に銘じて努力をしていきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 お諮りします。休憩をとりたいと思えますが、御異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、14 時 30 分まで休憩といたします。

休憩 午後 2 時 18 分

再開 午後 2 時 30 分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、7 番金田文子君の質問を許します。

7 番、金田文子君。

7 金田(文) 7 番金田文子です。通告に従い、一括方式で質問いたします。

まず、質問の事項 1 の、高齢者のウェルビーイングの仕組みづくりを要請する内容について背景を説明します。

今、社会に、経営に、求められているウェルビーイングとは、「より積極的に人権を尊重し、自己実現を保障する」ことです。弱者救済策に留まらず、ひとりひとりが尊重され自己実現できる状態を創り出すことが求められています。

これは世界的な目標である SDG s の「誰ひとり取り残さない」世界の実現に通じるものであり、国内各地の自治体経営においてもこの視点で政策の見直しが進んでいます。

さて、我が設楽町の高齢者の客観的なデータを見てみましょう。質問要旨説明書の円グラフは、最新の令和 2 年度国勢調査データに基づきグラフ化した、設楽町の世帯の内訳です。46%は、夫 65 歳以上・妻 60 歳以上の高齢夫妻のみの世帯、21%は、65 歳以上の単独世帯で、概ね 3 分の 2 が高齢者世帯となっています。

国勢調査と人口統計の数字では多少の誤差がありますがけれども、本年 8 月 1 日の町の人口統計では、総人口 4,398 人の 51.3%は 65 歳以上です。世帯数 2,032 世帯のおよそ 3 分の 2、1,355 世帯が高齢者世帯と概算することができます。説明書の数字は計算誤りでしたので、訂正願います。

このように、高齢世帯が大きな割合を占めている実態から、町民の皆様が感情として幸せを感じたり、社会的に良好な状態を維持している、例えば、もし病気であったとしても、そのことを受け入れて安心して暮らしている、つまり幸福度を高く感じていただくためには高齢者に係る支援策は重要でして。

設楽町では、既に数々の補助制度を講じていることについては大変感謝してはいますし、誇りに思っています。ここでは、それらに加え、弱者救済の考え方を超える支援策について 3 項目ほど提案し、質問をいたします。

1 つ目、「お悔み窓口」などの仕組みづくりを提案します。

最近、県内の自治体で「お悔やみ窓口」を設置する動きが活発でして。高齢化の進展を反映しています。市民からの要請、首長の公約など、始めたきっかけは様々

ですが、市民にたいそう好評だとのこと。誰にでもやってくる「死」に備えて情報をもらえる、相談できる仕組みです。親御さんなどが亡くなられた場合、葬儀後の様々な事務手続きは、主なもので40程度、細かなものを入れると、個別には100近くに上ることもあるようです。

高齢の配偶者だけ、あるいは普段の親の生活を知らない遺族にとっては、手続きに必要なものを探すだけでも大変です。あらかじめ、心づもりをしておけるようなサービスの仕組みを創ってください。予算もさほどかからないことですから、御準備ください。いかがでしょうか。

2つ目、高齢者自身の終活——就職活動ではありません、高齢期の自分の生き方をデザインする、学習機会の提供を要請します。高齢の親世代が、自分のために、家族のために、自身の生き方——言葉を換えれば死に方を考え準備するための学習の仕組みづくりです。

従来、子どもが後を引き受けてくれると考えて特別に準備する必要を感じていなかったり、「死ぬこと」に触れることはタブー視されてきたり、話し合っておきたいと考えても、子どもからは言い出しにくかったりといった現状があります。例えば、終活ノート——エンディングノートとも言いますね、を書くなどの実践を伴う学習機会の提供を、行政の高齢者支援施策の一環として取り上げる必要があるのです。高齢者自身が主体的に決めることが社会課題として浮かび上がっています。設楽町はこの高齢期の生活デザインという学習課題にどう向き合う予定でしょうか。

3つ目、介護予防支援事業の現状に、てこ入れをお願いします。

2010年代初め、津具診療所の医師が実証実験的に介護予防活動——ロコモティブシンドローム対策を開始してくださいました。その時からの足助病院の協力は今も続いています。その後、保健福祉センター、町民課が、高齢者福祉、介護保険、国民健康保険などに関係する様々な事業を展開してくれました。住民主体による介護予防団体運営に補助金制度もつくられて活動団体が増え、自主的に介護予防に取り組む人数が人口に比して高い、県下でも有数の介護予防活動の先進自治体となりました。

しかしながら、10年間の歳月で参加者の高齢化が進み、参加人数・団体とも減少傾向に転じているように思います。これは人口減によるだけではなく、次世代へ継続させる働きかけの不足があったと推察しています。開始当初の頃のような積極的な働きかけで、てこ入れする時期ではないでしょうか。国の政策も介護を未然に防ぐことに重点化されてきています。町の介護予防活動の現状をどう見ているのか、また、どのような対策を立てているのか伺います。

質問事項、大項目の2です。「医療費2割負担法の影響について」、確かめます。

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（医療制度改革関連法）」の法改正で、耳目を集めていたのが、75歳以上の高齢者の医療費の自己負担割合をめぐる問題、いわゆる「医療費2割負担法」

です。

2022年は、団塊の世代の先頭集団が75歳となり、後期高齢者の仲間入りをするため、現役世代の健康保険料から負担する後期高齢者支援金の増加を抑えることを意図していると理解しています。この10月から、75歳以上でも一定以上の所得がある人の医療費の自己負担割合を、これまでの1割から2割に引き上げることになりました。説明書に示した図のようなイメージで間違いないでしょうか。

2割負担の影響を受ける人は、設楽町では何人いらっしゃいますか。もはや働くことができない年金生活者は負担増で家計を切り詰めなければなりません。折しもウクライナ情勢が世界経済へ大きな影を落とし、エネルギー価格や物価の高騰で家計の圧迫は免れません。そこへ更に医療費負担が増すのです。75歳以上は疾病に罹患するリスクも高いのです。後期高齢者の受診控えを誘発しないか、健康寿命を延ばすのが難しくなるのではないかと、とても心配です。

高齢者が置かれたこの状況について、町当局はどのようにお考えですか。何か支援策を考えているのでしょうか、お聞かせください。

1回目の質問を終わります。

町民課長 それでは、まず1点目の、「お悔やみ窓口」等の仕組みづくりについてお答えさせていただきます。

現在、町民課では、死亡届の手続きで来庁された場合、窓口においてあります。「死亡届をされた方へ」という各種手続き一覧をお渡し、その一覧を見ながら手続きを行っていただいております。御質問にあります、「お悔やみ窓口」等の名称で専用窓口を設置している市町村もありますが、設楽町の場合は主だった各種手続きの所管課が本庁舎に集約されていますので、窓口で死亡届の提出に来られた場合、各課の担当が窓口へ来て手続きを行いますので、来庁者が移動することなく主だった手続きが行えるよう、現在配慮しております。そのため、改めて「お悔やみ窓口」などの名称を掲げ専用窓口を設置するとは、そこまではいかなくてもいいかなと思っております。

しかし、先程申し上げました各種手続きの一覧ですが、これは窓口に来ないと取得できませんので、町ホームページに掲載をして、事前に取得できるように対応させていただきたいと、考えております。

それでは、続きまして、2点目です。

「高齢者自身の終活の（自分の生き方をデザインする）学習機会の提供」についてお答えします。

全国で終活支援に取り組んでいる自治体は数多くあります。そもそも終活は、ひとり暮らしをする高齢者の孤独死を防ぎ、終末期の人生を有意義に過ごすことを目的として取組が始まったとされています。今では、ひとり暮らしだけではなく、高齢世帯やガンの末期患者を対象にするなど、自治体によってまちまちです。その内容は、例えば余生の生活設計・準備、財産の生前整理・遺言書の作成、葬儀・埋葬の準備をサポートする終活サポート、あるいは家族や周囲の人に伝え

ておきたいことを書き残すためのエンディングノートの配布、そういったものが代表的な取組となっています。神奈川県大和市では終活支援条例の制定まで行っている自治体もあるようです。

高齢者などが余生の過ごし方に目標を持つことで前向きに生きることができるきっかけともなりますので、今後社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、まずは、老人クラブや介護予防団体などを対象に講演会の開催を行うなど、前向きに検討したいと考えております。

それでは、3点目です。「介護予防支援事業の現状にテコ入れ」についてお答えいたします。津具ロコモ予防体操教室が2011年に設立され、3T——たのしい、ためになる、たすけあい、これを主旨に掲げ活動を続けてきております。当時は、津具地区だけだったのが、現在では町全体に広がり、多くの町民がロコモ体操をとおして新たな交流が生まれ、共に楽しむ場ができ、健康づくりへの関心が高まったことは、このロコモは大きな成果であり、これからも継続的な支援をしたいと考えております。

今後、令和6年度より「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」として、介護保険、国保、後期高齢が三位一体となって疾病予防と重症化予防に取り組むことを予定しております。この取組では、専属の職員が健診結果を分析し、例えば重症化リスクの高い町民をリストアップして、直接、食生活の改善などを積極的にアプローチするなど、今までより一歩踏み込んだ事業展開を行うことで、重症化を少しでも減らす取組を展開したいと考えております。

また、報告にはなりますが、津具ロコモ予防体操教室の長年の功績が認められ、第一生命より保健文化賞の授与が本日発表されました。津具ロコモの皆さんは、もちろん表彰を受けるために行っている訳ではありませんが、少なからず自分たちが行っていることが認められることで、団体としての活力が生まれますので、こういった機会も利用しながら活動を盛り上げていきたいと考えております。

町民課からはとりあえず以上です。あ、もう1個ありましたね、すみません。

もう1点、「医療費2割負担法の影響について」お答えさせていただきます。

まず、1点目の、2割負担の影響を受ける人数ですが、後期高齢者被保険者は7月末日現在で1,391名いらっしゃいます。その内2割負担となる方は230名、割合として16%となります。愛知県、若しくは全体は約20%ですので、平均より若干低い数字にはなっています。

続いて、高齢者の受診控えを誘発していないかということですが、法改正により負担割が2割となる方を対象に配慮措置が令和4年10月1日から3年間行われます。例えば、医療費が5万円かかった場合、窓口負担は2割ですので1万円となりますが、配慮措置によって窓口負担が8,000円に抑えられます。確かに1割から2割に増えることで負担は増えますが、受診控えに至るまではいかない金額ではないかと考えております。

続いて、健康寿命を延ばすのが難しくなるのではないかと、そのような御質問

ですが、質問を検証するのは非常に難しい案件ではありますが、先ほどもちよつと触れましたが、令和6年度から高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の中で、健診を受けていただいた方以外にも、未受診の方への積極的なアプローチも行っていくこととなります。その中で、重症化になる手前で健康指導することで結果的に健康寿命を延ばすことにも繋がるのかなと考えておりますので、関係各課と連携しながら対応したいと考えております。

最後に、高齢者が置かれたこの状況について、町当局はどのようにお考えか。また、支援策を考えているか、との御質問です。

確かに1割負担から2割負担になる方、230名の被保険者の方の負担は増えることとなります。質問の内容にもあったように、団塊の世代が後期高齢者となることで、今まで1割と3割負担しかなかったのに加えて2割負担が新たに創設となった訳ですが、収入に応じた相応の負担は、これは致し方ないのかなと思っております。

また、今回2割負担は、医療機関にかかった場合にかかる負担割りですので、先ほどいった重症化リスクのアプローチを今後する中で、少しでも医療機関にかからないよう、そういった健康指導をしていくことで、極論を言えば、医療機関にかからなければ、この2割の負担は発生してきませんので。先程も申し上げましたように、今後、重症化予防に取り組むことで医療費を抑えることができ、結果、被保険者の負担も抑えることができますので、特別、今回の負担増に伴う町独自の支援策は特に予定しておりません。ただ、重症化予防に対し、今後保健センターと密に連携を取りながら対応する必要はあるかと考えております。

以上です。

7 金田(文) 行政側のしていただくことについては、全てオッケー、ありがとうございます。前向きな答弁でありがとうございます。それに、国の方針もそちらに動いているので、やっていただけてありがたいことだと思います。これからはますます各課の連携をとっていただいて、保健センター、町民課のみならず、社会教育分野とかそういったいろんな産業方面で働くことだとか、生きがいを作ったりとか、いろんなことがあると思うので、各課で本当にしっかりと話し合っていて、高齢期になってもこの町にいたら元気に生きていられるな、自分の思ったように死ねるなというふうに作っていただきたいと思います。

あえて、再質問をさせていただきます。私の場合は、住民のほうを主体として考えていますので、行政はいっぱいやってもらってありがたいし、当然高齢者施策をしなくちゃいけないと思いますので、住民の側から考えて再質問させていただきます。

全世代型社会保障の問題点としては、現役世代だけでなく、これまで給付を受けてきた高齢者にも負担を求めているという点です。社会保障制度の持続性からは止むを得ないことなのかもしれません。しかしながら、特に医療費の窓口負担の増額や、介護サービスの自己負担の増額など、主に高齢者の負担が増えています。

す。

医療費2割負担に続いて、介護保険利用者の負担増が現実化するのではないかと考えられます。介護保険利用者の2割負担に引き上げとか、ケアプラン作成費用の自己負担化については今後どのようなようになっていきますか。教えてください。まず、この点、お願いします。

町民課長 介護サービスの負担増については、広域連合のほうに一度これは確認してみますし、そちらのほうと情報をとりながら、いつ、どのようなタイミングでというものも、今のところ手持ちで把握したものがないものですから、早急にこれは確認させていただきたいと思います。

あと、ケアプランの作成にかかる料金の値上げなのですが、これも、社会福祉協議会などが主にケアプランの作成などを行っておりますので、そちらのほうに状況の確認をしながら、プランが上がるようでしたら、どういう周知をしていくのか、そういったところまで確認をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

7 金田(文) 高齢者の割合が高くて、しかも高齢者のみの世帯が3分の2も占めている設楽町においては、生活しづらくなる高齢者が増加することが予想されるというか、懸念されます。基礎自治体としてこれを見過ごすことはできません。許されません。「制度改革があったから10月から引き上げます、あなたは2割負担になります」では、あまりに不親切すぎます。突然のことと慌てる前に、なんらかの学びの機会を提供して、このような方向性が決まっているのでこんな準備が必要です、というように、情報をそしゃくし、対処できるような学びができていくようにしてください。

高齢期の生活デザインができるようにしていくのは、行政の責務です。個人の問題というふうに昔は扱われてきましたが、今は地域で包括ケアをしていこうという、そういう時代ですので、先にも述べたように単独世帯の人もいっぱいいますので、地域でみんなで見守っていくということが必要になりますので。高齢期の自分の生活デザインができるような、そういうあらかじめの学びができるようなことを考えていただきたいということです。これは、行政の責務です。若いから関係ないと思いがちな現役世代にも、現役世代にこそ大切な準備情報です。今、高齢者になってしまった私たちは、急にきて、急に慌てて準備をしたり、相続のこととか、自分で情報を集めてとするわけですが、もっと、認知が進んでしまった方とかいろんな環境の方があるので、そうなるよりももっと前、介護予防を介護予防団体等でやっている段階で、そういう学びが行えるような、何をやったらいいのかということは、関係機関の方や、それから介護活動をやっている方や、それから町民課、あるいは保健センターの方、教育委員会も関係するかな、そういうような方々で、よく相談をしていただいて内容については検討をしていただきたいと思います。

設楽町で暮らしている人の満足度、幸福度を高めるために、介護予防も含む社

会保障制度をふまえた生活デザインを、町民の皆様にしていただけるような方向性、方針を決定され、事業化していくことが必要です。現状はいかがでしょうか。これからかもしれませんが、どのような方向性を考えていらっしゃるかお尋ねします。

町民課長 高齢者の皆様に、いろいろな情報を渡す、もちろん例えば保険料が上がるというときには、前もって通知なんかを差し上げてはいるのですが、なかなか、見ても分かりづらいというのも承知はしております。

そういった中で、今回の終活の話が出る中で、社会福祉協議会といろいろ話をしてきました。その中で、終活に限らず、終活ってすごい大きないろんな事案のことを含んでいて、その中には将来に向けての備えの中に、例えば、今後保険料が上がるかもしれない、あと、自分の財産の関係、家の処分の方法、土地の関係、借金の関係、いろんな問題がある中で、それらを問題として取り上げて認識をしてもらう。そういう中で、じゃあそれをどうしていこうということを、次の世代に渡すのではなくて自分が生きているうちにどうにかそれを処理できるように、そういったことはすごい大事なので、という共通認識の中で社協と話をしてきました。

そういった話をする中で、とりあえず、きっかけとして、例えば老人クラブだったりロコモの教室に参加しながら、そういった方を対象に、今後のそういった問題点に対して皆さんの意識を高めていく、まずそこから入っていかないと、いきなり終活という言葉を出して、中には拒絶反応を示す方もいらっしゃるだろうし。まず始めですので、そういった今後のことを皆さん考えていきましょうね、くらいの簡単な講演会みたいなものをきっかけに、どんどん終活に向けての事業展開を図れたらいいね、ということで話をしてきましたので。今年すぐにというわけにはいきませんが、来年度には予算化して、少しでも対応できるようにしましょうということで話をしてきましたので、それらを徐々に進めていくことで対応をできたらなと考えております。

以上です。

7 金田(文) じゃあ、していただけることについて確認します。

窓口に行くと、死亡届を持っていったときにこういう一覧、さっき見せていただきましたが、あれはホームページに載せる分にはすぐにできますよね。ちょっと表現とかをよく考えていただいて、すぐ早急に、今年度中にはできますよね。これは高齢者だけではなくて、遠くにいる家族の方、遺族の方、今ほとんど3分の2の世帯の人が子供たちとは別の所にいるわけですから、その人たちもホームページ等で見て、死亡届を出すとき、あるいはほかの手続に来るときに、落ちのないようにあらかじめ準備できる、とても素晴らしいサービスだと思うので、簡単なことですのでぜひしてください。お願いします。

それから、エンディングノート、終活ノート等についてお話しします。急に言っても戸惑う人や、拒絶反応を起こす人がいるからやめていたら、今高齢者の人は

どうするのですか、今の高齢者の人はカットするのですか、ということになりますので。講演会とか、年をとった80代の人がわざわざ出て行けないようなことをやるのではなくて、それはもっと若い世代の50代、60代の人に向けてやってもらって、今すぐの人には、例えばこれは隣の新城市です。終活ノートです。私たちも、もう既に取り組みました。介護予防活動を10年以上やっているのに、もう取り組みましたが、その頃は非常に先駆的に考えていらっしゃった方が、こういうことや、こういうことが必要だよと言って教えてくれたのがものすごく分厚い内容になってしまいましたが、これはめちゃくちゃ基本的なことだけが書いてあって、これを見るだけ、読むだけで、こういうこともあったのね、こういうこともあったのね、ということが気がつくので、講演会なんかよりも介護予防団体にこれを必ずやってくださいね、介護予防支援交付金をいただくような団体には、このことだけは含めてくださいね、皆さんにお知らせくださいね、とか、そういう実際的なことをやっていただく事のほうはずっと効果があるし、みんなに周知されます。これは、急に言われてぎょっと引くかもしれないけど、いつまでも昔のように、死について触れることはタブーなんて言っている、時代遅れの感覚から抜けないとだめですね、行政の人が。行政の人そのものが抜けないといいないと思う。

それから、ヒアリングに行けたのが実際新城市だけだったので、田原市とか、蒲郡市とかいっぱい取組があるので、これは、新城市の御遺族の方への冊子です。一覧表を見たりもらうだけではなくて、ここに、取り組んでおくべきことや、メモするスペース、すごい親切です。こんなのはそんなにたいしたお金がかかる事業ではないので、ぜひ具体的にさせていただきたいと思います。

それから、最後にもう1つ言いたいのは、ヒアリングに行ったら、新城の高齢者支援課の方が、ハブになって、いろんな、社会福祉協議会とか介護施設だとか、介護予防団体とか地域でケアをしている人のハブになっているのですが、パーッとこれだけ出してきたんです。「これだけやっていますよ」と。「え、これ短期間でよくやったね」と言ったら、これは、新城以南5市の担当者会議で情報交換を定期的にしょっちゅうやるのだと。そのときに、例えば、これは田原市から教えられたけどと言って、つえにシールを貼る、「自治体DXのお金でちょびっとでできたよ」とか、そういういろんな財源のことまで相談ができて、次々作れて次々やれるから、すごい楽しそうに3人の担当者の方が話してくださいました。課長さんと、直接の担当の方と、保健センターの方と3人で対応をしてくださったので。そんなふうにやる人が楽しくなるように、ぜひ、この狭い中だけでぐじぐじやっているのではなくて、せっかく全国表彰を受ける、それから、実は私どもも、今後ろに傍聴にいらっしゃっている小川さんが一番最初に中心的に始めてくださったのですが、老人クラブで介護予防活動を長年してきたので、県の代表として、今度国で表彰を受けることになっています、老人クラブの活動で。そんなふうに、いっぱい素晴らしいことがあるので、ぜひその情報を、みんなで、よその

人とも共有し合い、よその良いところも取り入れて実践的なことをお願いしたいと強く願います。

[発言するものあり]

7 金田(文) わかりました。いつも言われちゃう、はい。

実践的な取組について、私が今提案したことについて、どのようにお考えでしょうか。

町民課長 本日いろいろ御提案いただきました。お悔やみ窓口、終活、介護予防のてこ入れなど、いただきました。

すぐに対応しなければいけないかなと思っているのは、お悔やみ窓口については、先ほど言われましたように、もっと分かりやすく一覧表のほうを作り直してインターネット上に上げるなりして対応を、できるだけ早く、今年度中ではありません、今年中のなるべく早い段階で対応をしていきたいと思っております。あと、専用の窓口、特に必要ないよという回答をしたわけですが、専用の窓口がそこに置けるかどうかというのを課内でも一度検討もしてはみますが、そういったことも含めて早急に検討をしていきたいと思っております。

あと、終活に関しては、うちだけでは難しい部分もあるのかもしれないので、社協といろいろ情報交換をしながら、今後どういう対応をしていくのか、具体的な話合いをもっていきたいと考えておりますので。

今、とりあえずできるというものは、お悔やみ窓口の対応については、早急に対応したいと考えております。

7 金田(文) 前向きに考えてくださっていることは、よくわかりますので、具体的に、住民の皆さんが使えるもの、行政の人が教えてやるとか、聞かせてやるとかいう講演会とかではなくて、住民の皆さん、介護予防団体の方々が具体的に使えるようなものをぜひ開発していただきたいと思っております。

なお、この介護予防活動については、先ほども申し上げましたし、津具ロコモの全国表彰の例もありましたように、設楽町は、よそよりもすごい優れていることなので、このことはものすごくPRしたらいいと思っております。たまたま、人口減少に転じた外国の研究機関から、設楽町と、高齢者の金田文子と一緒に研究をしましょうというお話が来ているので、町長さんにはお話をしましたが、ぜひ設楽町の素晴らしいところとして、みんなが元気で主体的に自分の生き様、死に様を計画出来る町ということで、県内、国内だけではなくて、ぜひ外国にもPRできることなので、みんなで頑張っていきましょうということで、お願いがてら、お願いが多かったですが、質問を終わらせていただきます。

ごめんなさい、終わる前に、町長さん、介護予防をこの町の誇りとしてPRするというお考えはどうでしょう。

町長 議員御指摘のとおり、私も、この町、優れたところがたくさんあると思っております。ロコモもそうでありますけれども、制度としてもいい制度もたくさんありますし、ただ、あまりPRが上手ではありませんので、少し、そこには力を入れ

ていきたいなと思っています。

質問の中で、お悔やみ窓口、名前はともかくとして、そういった意味で、こういうことをやっていますよ、というのが住民の人が見てぱっと分かるようなというのは必要なことだと思っていますので。きちんと計画を立ててやっていきたいなと思っています。

7 金田(文) ありがとうございます。新城のことばかり褒めましたけれども、設楽町の「暮らしの便利帳」、これも素晴らしいです。特に、ライフサイクルインデックス、ライフサイクルに沿ってやっているというのは、探そうと思う人ならすごいいいのですが、一般の方がなかなかそんなふうには見ないので、ぜひ、もっともっと分かりやすく進めていっていただきたいと思います。

私も、ここで老後をすごして良かったなと思えるように、よろしく願います。

終わります。

議長 これで、金田文子君の質問を終わります。

議長 次に6番金田敏行君の質問を許します。

6 金田(敏) 本日8人目で、皆様お疲れのところですが、最後ですのでゆっくりお願いいたします。私の質問は、2問あります。一括方式で行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本年は、早春期より南米ペルー沖からエルニーニョ現象が発生し、また数年前からの地球温暖化現象も伴い、異常気象といえる状況が続き、ここ東海地方でも異例の速さの梅雨明け宣言があり、水不足を大変心配していますと、今度は低気圧や前線が次々に発生し、それに局地的に線状降水帯までも多く発生し、南九州から日本海側、そして北日本や北海道までも想定外以上の大雨と長雨となり、河川の越流や堤防の決壊が発生し、多くの農作物を始め、家屋や橋の落橋など大きな被害が各都道府県の各所で発生し、異常気象の猛威を痛いほど思い知らされました。

また先日は、本年度の東海地方を始めとする記録的に早かった梅雨明け宣言日が修正されるなど異常気象の難しさを再認識させられたところでもあります。

大雨により被災されました方々に、この場をお借りしましてお見舞いと早期の復興復旧をお祈り申し上げます。

さて、ここ設楽町も、異常気象のために昨年末より本年にかけて大変な大雪に見舞われて、町内各所の道路で雪氷対策対応の遅れから倒木やスリップ事故が多く発生し、国・県道を始めとする通行止めが各所で発生し、車両の迂回を余儀なくされ、多くの町民が早朝より大変な苦勞をされた事は記憶に新しいことだと思います。役場担当課の職員も冬季における道路の維持管理の大変さと難しさを再認識されたことと思います。

そして本年5月29日には、新しく広域農道が開通され大変便利になりましたが、その一方で、町が管理すべき町道が20数キロ増えることとなりました。この道路は、御存じのとおり、町内でも大変な豪雪地帯の沖駒地区を通過する道路であり、大変急峻な地形のところ開設された道路ゆえに、道路の縦断勾配が大変きつく、冬季の積雪が今から大変心配になっていると思います。

そこでこれら町道の雪氷対策についてお聞きいたします。

毎年町道の雪氷対策を行っていただいております建設会社はじめ、建設資材会社では、近年労働者の労働環境改善のための働き方改革が進み、労働時間の短縮化や休日勤務の廃止や、昨近になっては週休2日制が進むなど、そもそも、元々経験豊富な重機オペレーター不足が重なり、どこの会社も雪氷対策の対応に四苦八苦しているところが現状ではないでしょうか。

昨年までの対応策は、各業者がまず国・県道の除雪・融雪剤散布。そしてその後には町道の雪氷へと流れておりました。そしてその町道も国・県道が当日だけでは処理できない場合には、翌日になることもたびたび発生した事例だったと思います。翌日に再度積雪があるときには、また国・県道、町道となるわけですから、町道の管理はなおさら遅れるわけであります。そこにもって先ほども申した通り、本年からは町道が延伸され管理延長が増えました。建設業者だけの対応策では大変厳しい状況になることが予想されます。

昨年も沖駒地区では有志による除雪作業があったようにお聞きします。幹線道路外の生活道路は雪氷対策外ですが、このような状況が今年も続くのか何か対応策をお考えなのか、町のお考えをお聞きいたします。

次に、「町有施設の利活用と見直しについて」をお聞きいたします。

設楽町内には、町が管理・運営している建物施設や道路照明を始めとする環境施設が大変多くあります。その建物施設の中で、近年利活用が少なくなっている施設も多くあります。利活用が少なくなっている建物施設でもその維持管理費がかからないわけではありません。むしろ年月がたてばたつほど、維持・管理・修繕費が高額、多額になってくるのは当然であります。そこで今回はある建物施設および環境設備に的を絞り、利活用と見直しについてお聞きいたします。

建物施設とは、津具地区の平山にあります「老人憩いの家」に的を絞りたいと思います。

この施設は、過去1年間、私が調べた中では利用回数は0回です。私が調査後に利用していれば数回あるかもしれませんが、私が調べた段階では0回でした。コロナ禍で利用回数が少なくなったことも理由にあるかもしれませんが、新築当時と比べて利用回数が極端に少なくなっていることは事実だと思います。

そこでこの施設の維持管理費を私なりに調べました。月々の電気代、これは、利用回数がゼロですから全て基本料金です。電気代が3,040円、プロパンガス代1,683円、水道料1,650円、下水使用料8,360円、合計14,733円。しかも先ほど申しました通り、この料金は使用料が全てゼロの基本料金です。そのほかにも、

清掃費をその地区の老人クラブに委託されて、月々に換算すると3,000円ほどで年間17,733円となります。1年間では基本料金だけでも総額で212,000円相当にもなります。

先ほども申しましたとおり、1年間利用回数が0回でも多額の維持費がかかります。そして、この維持費を誰が負担しているかを調べたところ、実は町当局が負担しているのです。

津具地区は、その他にも道路の街路灯や防犯灯などの環境施設設備の電気代等を町が負担しているとお聞きします。設楽町内の他地区の集会場や防犯灯、また消防車庫・器具庫などは、それぞれ担当区が管理していて、維持管理費は担当区が負担しています。津具地区だけなぜ町が負担しているのですか。これでは町民へのサービス平等の観点から、大きく逸脱していると思えませんが、町のお考えをお聞きします。

この費用の負担は平成の合併当初からとお聞きします。合併時に本来ならば費用負担方法は統一しているべきではなかったのか。町民の理解を得るのに時間がかかるために後手に回ったのが原因ならば、合併からもう17年近くたっています。現状で見直しをして町民平等の費用負担にすべきと思いますが町のお考えをお聞きいたします。

この後、建設課長、津具総合支所長より、心温まる明確な答弁をいただけると期待しておりますが、これにて1回目の質問を終わります。

建設課長 私のほうからは、「冬季の雪氷対策について」お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、近年は重機オペレーター不足が深刻で、業者の皆さんが除雪作業の際にも対応に苦労していることは承知しております。特に今年初めのような大雪の場合には、国県道優先で除雪・雪氷作業を行いますので、町道は後回しになってしまい、町民の皆さんにも多大な御迷惑をおかけすることにもなっていました。また本年6月には、先ほど議員がおっしゃったとおり、広域農道が全線開通しましたので、さらなる雪害による交通への影響が心配される場所です。

建設課では、今回の9月議会の初日にて、農地費で融雪剤の購入費と重機借上料を補正予算計上させていただきました。昨年度のような大雪に見舞われた場合も考慮して、主要道路であります広域農道の除雪対策分として追加をしたものです。

除雪を実施する場合には、業者の皆さんは国県道を優先して作業をすることになりますが、町の主要道路となる広域農道については、早い時点で除雪ができるように業者の皆さんと調整をしている最中です。重機オペレーター不足の問題もありますが、調整の中でその件も含めて業者さんには相談をかけております。オペレーター確保はすぐには対処できる課題ではないとも思いますが、今後のオペレーター確保なども考慮しながら、将来を見据えて、業者の皆さんと調整をしながら早期解決を目指していきたいと考えております。

積雪の多い地区では、地元の方に生活道路確保のための作業をお願いしているところですが、地区の皆さんの高齢化などの問題もありますので、永久的にお願いできることではないこととも思います。様々な皆さんの意見を聞きながら、今後の対策も検討していくつもりですが、町としましては、当面協力をしていただける範囲内で除雪作業をしていただければありがたく思っております。

私からは、以上です。

総合支所長 私のほうからは、金田敏行議員の質問の、「町有施設の利活用と見直しについて」お答えいたします。

はじめに、議員御指摘の「津具老人憩いの家」の年間利用実績と管理費について、お答えをいたします。

津具地区には、津具老人憩いの家をはじめ、津具高齢者活性化センター、津具高齢者・若者センター、津具基幹集落センターの各集会施設がございます。そのうち津具基幹集落センターを除く3施設は、町民であれば無料で利用できる集会施設となっており、そのいずれもが避難施設にもなっております。

老人憩いの家につきましては、津具2区の奥平山の屋内ゲートボール場に隣接しており、主に津具2区の皆さんを中心に利用されてまいりました。

まず、老人憩いの家の利用実績ですが、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度が、延べ2団体で16名、令和2年度が、延べ2団体で21名にとどまっています。ただ、コロナ前の実績は、令和元年度が延べ8団体で78名、平成30年度が、延べ10団体で145名、平成29年度が、延べ9団体で92名の方に利用していただいております。なお、令和2年度以前は、投票所としても使用されてまいりました。その間、複数回の各種選挙が実施されており、その投票者数などの記録が使用日誌に残されていませんでしたので、実際はこれにプラスアルファの人数になるかと思われまます。

次に、維持管理に関する費用について、お答えします。議員に先ほど細かくお答えいただきましたので、ありがとうございます。水道、ガスといった光熱水費は、直近の令和3年度分は39,996円、水道が19,800円、ガスが20,196円となっております。なお、この中に電気代も含めるべきでございますが、実は老人憩いの家から隣接する屋内ゲートボール場へ電気を引き込んでおります。それらが「津具老人憩いの家」として、1つの契約となっておりますので、電気の明確な分割ができません。このため、主に屋内ゲートボール場の照明等にかかる電気代の占める割合がほとんどでございますので、ここでの計上はしておりません。ちなみに昨年度の「津具老人憩いの家」名の電気代として175,912円を支払っておりますが、このほとんどが屋内ゲートボール場の照明によるものと思われまます。また、冬場に使用するストーブの灯油代も含めるべきですが、こちらも屋内ゲートボール場と1つの灯油タンクで共有しており、老人憩いの家でストーブを使用する場合は、灯油タンクから20リットルのポリ容器に移し替えてストーブに給油しております。灯油も、主には屋内ゲートボール場で使用するものがほとんど

であります。このため、老人憩いの家のみの使用量は算出できませんので、こちらにも光熱水費から除外しております。ちなみに、屋内ゲートボール場名の灯油代として55,467円を支出しております。その他、避難所となった場合のためにテレビを設置しておりますので、北設情報ネットワークの利用料が10,560円や、農業集落排水の使用料91,960円、消防設備の点検費用38,016円、施設の清掃委託料51,250円で、合計191,786円を支出しております。トータルで231,782円プラス電気灯油代となります。

これらの費用は、額は異なりますが、活性化センター、高齢者・若者センターも同様に支出をしております。

さて、「この維持管理を地元区に移管するなどの見直しをするべき」との御質問でございますが、こちらにつきましては、現在、財政課が主体となって進めております、「公共施設等総合管理計画」の中で、先ほど申し上げました、活性化センター、高齢者・若者センターと歩調を合わせて地区移譲等について、現在、関係区長さん等と調整中であります。

次に、「各地の集会場や街路灯・防犯灯の維持費は各地区が負担しているが、津具地区の多くは町が維持管理しているのはなぜなのか、各地区と同様に区で管理するのが平等と思うが」という御質問にお答えをさせていただきます。

前述の各施設につきましては、各種の補助金をいただいて、当時の津具村が建設した経緯から、これまで町が管理し、町民の皆さんに無料で利用していただいていたまいりました。これらは、先ほど説明したとおり、現在、地区移譲等を調整中であります。

また、街路灯・防犯灯の管理につきましては、町村合併当時まで遡りますが、当時は、たしか、合併時までに維持費の負担方法について結論が出ず、合併後に検討することとなっていたかと記憶しております。合併当時は、当時の津具村も区の制度が確立されておらず、いきなり区への負担は大きいことや、当時の設楽町と津具村で街路灯・防犯灯の考え方に開きがあったことなどもあり、その調整に歳月を要し、平成22年に現在の仕分けに落ち着いたという記録が残っております。記録によると、当時の津具地区の区長さんや津具地区の議員さん、総務課長他総務課職員、管理課職員が出席をし、決定されたようであります。

ちなみに当時の仕分け区分ですが、平成20年度に調査を行ったほか、平成22年2月8日に防犯灯の仕分けのための現況確認がされており、1番目、民家が密集する地域に設置してあるものは地区管理。2番目、集落から離れた防犯灯のうち、道路のみを照らしているものは町管理。3番目、集落から離れた防犯灯のうち、通学のため特に必要と思われるものは町管理。4番目、民家への進入路を照らす防犯灯であっても、橋の取付部分を照らす等、歩行の安全管理上、特に必要と認めるものは町管理、となっております。

問題点は解決されており、現在新規に設置する防犯灯は、設楽町の基準に基づき、実施しております。

以上でございます。

6 金田(敏) まず、最初の雪氷についてお聞きします。今の課長の説明ですと、今現在、建設業者、あるいは建設資材業者と相談、調整をかけているということだそうですが、実際、何社くらいでやられているのかお聞きします。

建設課長 現在は、主要な1社の業者さんと相談を持ちかけております。

6 金田(敏) 1社というのは、名倉担当という意味なのか、そうではなくて、町が建設課のほうでこの会社ができそうだということで頼んでいるのか。要するに、広域農道のために頼んでいるのか、そうではなくて、全体の雪氷の担当として考えているのか、どちらでしょうか。

建設課長 全体のこととして捉えさせてもらって、もしかしたら、そういう業者さん間で何かあるかもしれませんので、1社で今のところ相談をさせてもらっています。

6 金田(敏) 常識で考えられますのは、除雪関係があるのは、津具か名倉か、あるいは豊邦の奥の上のほう、だいたいその地区になると思うんです。で、その地区を話をするのに1社というのはちょっとえらいと思うんですよ。だから、1社というのはどこの会社かわかりませんが、例えば、豊邦のほうの除雪を津具に頼むのは無理な話ですから。だから、1社ではなくて、津具地区なら津具地区で1社ならわかります、それならまだわかるんですよ。だから、1社だけではなくて、除雪をやる会社というのは実際何社あるんだと。それで、お宅の会社はそれでノルマは目一杯なのか、「まだ自分たちはやる余裕があるよ」という会社があるかもしれない。そういう意味で言うと、1社というのはちょっと寂しいと思います。課長の考えはいかがですか。

建設課長 たしかに議員のおっしゃるとおり、1社というのはたしかに寂しいことだったと思います。ですので、1社に限らず、今後全体的に相談ができるような方向で相談をしていきたいと思っております。

6 金田(敏) 今、9月になりました。あれよあれよと言っていけば、早ければ12月の頭には雪が降り出します。ですから、それまでには多分当然雪氷の打合せはやると思うのですが、事前に業者との打合せを密にしておかないと、例えば除雪をする機械でも、御存じだと思いますけど、グレーダーなんかは普通のメーカーは製造していません。というのは、グレーダーというのは既存の機械しかないんです、特注で発注すれば別ですけど。ですから、今リース会社の重機でも、今持っている機械しかないんです。ですから、業者はそれを早くおさえてしまわなければいけないんです。そういうこともありますから、まだ9月だから、こんなに暑いのになんて雪氷なんてなどと言わずに、早め早めに手を打っていかないと、後になってから、やいやいってなってしまうと思います。それが心配ですから、私は早めに早めにお願いしたいということをお聞きしているわけですが、南のほうはいいという考えでもないですけど、特に名倉なんかは、今度できた広域農道、この間我々も開通式に呼ばれて行きました。あの道路、御存じのと

おり縦断勾配、一番きつい所 10%です。普通の県道ではあり得ない縦断勾配なんです。そこを下から上へ除雪で上がっていくというのは、よほど強い機械じゃないと登っていません。もっともグレーダーをかなり鋭角にすれば別ですけど。それでは道の幅員がとれません。まず、普通の除雪というのは上から下へ下りてくるしかない。だけど、機械を上に入れておくと、誰がそこまで人間が上がっていきますか。20センチも雪が積もったら上がっていけないんです。そうすると、重機をどうしても南区の集会所の横らへんに置いておかなければいけない。下から上へ上がっていかなければいけない。それをまず1回上がるだけでも簡単に上がれない、あの住宅まで。20センチを超えたならば、相当の時間と労力を要すると思います。ですから、その辺も建設業者だったらよく知っていると思いますので、密な相談をしておいていただきたい。これは、要望でお願いいたします。

次に、町有施設のほう、支所長お願いします。

先ほどの料金、たしかに私も、電気代がゲートボール場と同じだったとは知らなかったものですから、びっくりしているのですけれども。先ほど言われたとおり、合併当時の事務委託の連絡ができなかった、それはわかります。わかりますが、もうあれから17年、8年、もう見直してもいいでしょう。これは、もう見直ししましょうよ。これは私もいろいろ調べていてびっくりして、今聞いているのですけれども。津具地区というのは昔からそうなのですが、集会場というのはあまりないですよ、上津具のほうは割あいあるんです。4部、5部、6部のほうはあるのですが、下のほう、1部、2部、3部というのは、集会場というのが私の知る限りないと思う。なんでないのかはよくわかりませんが、昔からないんですね。たしかに津具地区というのは、1部、2部、3部と、部単位でやっていて、区単位ではなかったものですから、区長制度がなかったものですから、分かりにくかった、やりにくかったというのはわからないでもないです。でも、もう17年、18年たとうとしているのだから、ここら辺で思い切った見直しをする、それはして欲しいと思うのですけれども。

まず、これで町長にお聞きしますけれども、町長は、就任当時から地区の事は地区にお願いしてやっていただきたいと言いつけております。今回の件、まさに地区へのお願いになると思うのですけれども、町長のお考えをまずお聞きします。

町長 共有施設につきましては、議員、御承知のことと思いますけれども、今、公共施設管理計画というものを10年計画でやっております。最後の年が令和8年ありますので、今年6年目を迎えていると思います。その中で、この3つの施設はその位置付けになっておりますので、その方向で進むものだという解釈をしております。

それと、街路灯——津具地区は元々街路灯という呼び方をしていたので、その辺の解釈の仕方ということで、私も議員の頃、まだ加藤さんが町長さんの頃だったと思います。大変怒られて変えたということで、苦労した覚えがありますけど、基本的に津具地区は、住宅の密集する所に街灯があるということで書いてありま

すので。大概は住宅が密集する所に立っているのは、商工会員の方が商工会員独自に立てられて、私の家にも立っておりますけど、電気代を払っていただけてついているものが、町通りだったりではほとんどであります。その中で、そうでない、町が設置したものについては区で払う。それから、公共性がある所の見直しをしていただきましたので、平成 22 年のときに厳正な見直しをしていただいて、私どもも大変怒られましたけれども、その時点で区別をしっかりとしましたので、これについては解決はしているものと理解しています。

6 金田(敏) 本当に、大変言いにくいことだと思うんです。地区に委譲するというのは大変言いにくいことだと思うし、地区の方から、「はい、わかりました」と二つ返事は来ないと思いますけれども。言いにくいことですが、やはり町内、町民平等のためと思って、それは言ってもらいたい、統一していただきたいということを切に思いますので、これからもよろしく願いいたします。時間が大変残っておりますが、私の言いたいことはこれだけです。

これで一般質問を終わります。

議長 これで、金田敏行君の質問は終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。お疲れ様でございました。

散会 午後 3 時 43 分